

半期報告書

(第8期中) 自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日

株式会社新生銀行

(501003)

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	3
3. 関係会社の状況	3
4. 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1. 業績等の概要	4
2. 生産、受注及び販売の状況	31
3. 対処すべき課題	32
4. 経営上の重要な契約等	33
5. 研究開発活動	34
第3 設備の状況	35
1. 主要な設備の状況	35
2. 設備の新設、除却等の計画	35
第4 提出会社の状況	36
1. 株式等の状況	36
(1) 株式の総数等	36
(2) 新株予約権等の状況	38
(3) ライツプランの内容	62
(4) 発行済株式総数、資本金等の状況	62
(5) 大株主の状況	63
(6) 議決権の状況	65
2. 株価の推移	66
3. 役員の状況	67
第5 経理の状況	69
1. 中間連結財務諸表等	70
(1) 中間連結財務諸表	70
① 中間連結貸借対照表	70
② 中間連結損益計算書	72
③ 中間連結株主資本等変動計算書	73
④ 中間連結キャッシュ・フロー計算書	76
(2) その他	137
2. 中間財務諸表等	138
(1) 中間財務諸表	138
① 中間貸借対照表	138
② 中間損益計算書	140
③ 中間株主資本等変動計算書	141
(2) その他	165
第6 提出会社の参考情報	166
第二部 提出会社の保証会社等の情報	168

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月12日
【中間会計期間】	第8期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 ティエリー ポルテ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 野上 義彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 野上 義彦
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行大阪支店 （大阪府中央区瓦町三丁目5番7号） 株式会社新生銀行名古屋支店 （名古屋市中区栄三丁目1番1号） 株式会社新生銀行大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目9番1号） 株式会社新生銀行ららぽーと支店 （千葉県船橋市浜町二丁目1番1号） 株式会社新生銀行横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目9番13号） 株式会社新生銀行神戸支店 （神戸市中央区三宮町三丁目7番6号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度中間 連結会計期間	平成18年度中間 連結会計期間	平成19年度中間 連結会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	253,606	283,113	305,692	529,057	560,016
連結経常利益	百万円	33,695	45,901	22,914	71,471	23,172
連結中間純利益	百万円	37,706	38,857	23,186	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	76,099	△60,984
連結純資産額	百万円	820,663	1,010,750	934,650	855,335	933,253
連結総資産額	百万円	9,142,786	10,433,666	12,423,448	9,405,013	10,837,683
1株当たり純資産額	円	354.68	383.20	352.71	380.20	308.60
1株当たり中間純利益	円	26.33	27.19	15.72	—	—
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円	—	—	—	53.16	△45.92
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	18.71	19.54	12.72	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	37.75	—
自己資本比率	%	—	7.1	5.3	—	5.9
連結自己資本比率(国内基準)	%	12.16	13.47	12.40	15.53	13.13
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	219,327	261,651	269,434	△280,998	416,847
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△118,800	△266,054	△345,280	135,741	△395,165
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	3,309	△198,486	△21,728	323,713	△90,903
現金及び現金同等物の中間期末残高	百万円	266,065	137,826	173,925	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	—	—	—	340,713	271,493
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	5,120 [957]	5,281 [1,441]	4,750 [1,161]	5,407 [1,524]	5,364 [1,207]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

また、平成18年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、連結当期純損失が計上されているため記載していません。

なお、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

4. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権－(中間)期末少数株主持分を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

5. 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

6. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	95,058	115,397	139,497	197,284	232,034
経常利益	百万円	32,892	26,358	23,515	60,497	47,146
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	39,153	41,584	△2,156	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	74,890	△41,960
資本金	百万円	451,296	451,296	451,296	451,296	451,296
発行済株式総数	千株	普通株式 1,358,537 甲種優先株式 74,528 乙種優先株式 600,000	普通株式 1,558,570 甲種優先株式 74,528 乙種優先株式 300,000	普通株式 1,673,570 甲種優先株式 74,528	普通株式 1,358,537 甲種優先株式 74,528 乙種優先株式 600,000	普通株式 1,473,570 甲種優先株式 74,528 乙種優先株式 300,000
純資産額	百万円	822,768	744,643	644,523	853,046	658,866
総資産額	百万円	6,943,109	8,243,944	10,405,340	7,208,651	8,728,921
預金残高	百万円	3,727,643	4,665,697	5,192,831	4,000,819	4,991,263
債券残高	百万円	1,185,538	759,501	687,898	1,021,419	703,908
貸出金残高	百万円	3,788,017	4,683,764	5,335,172	3,961,246	5,075,281
有価証券残高	百万円	2,016,488	2,049,116	2,590,905	1,809,798	2,062,064
1株当たり 配当額	円	普通株式 1.48 甲種優先株式 6.50 乙種優先株式 2.42	普通株式 1.66 甲種優先株式 6.50 乙種優先株式 2.42	普通株式 — 甲種優先株式 6.50	普通株式 2.96 甲種優先株式 13.00 乙種優先株式 4.84	普通株式 2.66 甲種優先株式 13.00 乙種優先株式 4.84
自己資本比率	%	—	9.0	6.2	—	7.5
単体自己資本比率 (国内基準)	%	21.41	21.36	16.11	24.45	18.79
従業員数	人	1,692	1,771	1,830 [222]	1,701	1,767

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第7期中(平成18年9月)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 単体自己資本比率は、第7期(平成19年3月)から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、第7期中(平成18年9月)以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

5. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。

2【事業の内容】

当行グループは、平成19年9月30日現在、当行、子会社193社（うち連結子会社（株式会社アプラス、昭和リース株式会社等）98社、非連結子会社95社）及び関連会社（持分法適用関連会社。シンキ株式会社等）29社で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

当中間連結会計期間における主要な関係会社の異動につきましては、次項「関係会社の状況」に記載の通りであります。

3【関係会社の状況】

前連結会計年度まで連結子会社であったライフ住宅ローン株式会社は、平成19年5月18日付で全株式を住友信託銀行株式会社に売却したため、子会社ではなくなりました。

この他には、当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業務	証券業務	信託業務	その他	合計
従業員数（人）	4,170 [1,133]	166 [1]	98 [15]	316 [12]	4,750 [1,161]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含んでおります。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ614人減少したのは、主として前連結会計年度末に連結子会社の株式会社アプラス及びその子会社において希望退職を実施したことによるものであります。前連結会計年度末の従業員数には前連結会計年度末日付で退職した従業員数を含んでおります。
なお、当中間連結会計期間末における株式会社アプラス及びその子会社の従業員数は1,420人（前連結会計年度末比742人減少）、平均臨時従業員数は803人（同比79人減少）であります。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数（人）	1,830 [222]
---------	----------------

- (注) 1. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
2. 当行の従業員組合は、新生銀行従業員組合と称し、組合員数は1,143人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

◆金融経済環境

当中間連結会計期間のマクロ経済金融環境を顧みますと、日本経済は平成19年4～6月期のGDP伸び率が年率△1.2%と4四半期ぶりのマイナス成長を記録するなど、景気回復の足取りに陰りが見え始めました。こうした中、住宅市場の在庫調整にともなう米国経済の先行き不透明感が高まり、日本経済の先行きに関して慎重な見方が台頭しています。

初夏の日本経済には、電子部品・デバイス工業を中心に製造業の在庫調整が進捗したことで、生産サイドからの景気回復の気運が高まりました。しかしその一方で、定率減税の廃止や地方への税源移譲にともなう税負担感の増大、さらにガソリン価格の高騰による消費者マインドの悪化によって個人消費の鈍化が懸念され、需要サイドからの景気回復期待は後退していきました。

他方、海外経済では、欧州経済が堅調な推移を示す一方、米国経済においても日本経済に先行するかたちで情報関連産業を中心に製造業の持ち直しが確認されました。GDP成長率も5年ぶりの年率ゼロ%台に低迷した平成19年1～3月期から4～6月期には同3.0%後半まで再加速しました。良好な所得環境を背景とした個人消費の堅調さが経済成長率を押し上げました。

しかし、盛夏の折、米国サブプライムローン市場における信用リスクが急速に高まり、サブプライムローンを担保とした証券化商品の資産価格が急落しました。この急落をきっかけに、サブプライムローン設定における信用審査が厳格化され、新規の住宅購入者が減少しました。このため、米国住宅市場の在庫調整が深刻化し、住宅価格の下落に歯止めがかからない状況が続いております。こうした状況を受けて、逆資産効果による個人消費への悪影響が懸念されています。

日本銀行は、こうした国内外の経済環境の軟化を踏まえ、政策金利であるオーバーナイト無担保コールレートを0.5%に据え置いています。同時に、日銀は緩やかな景気回復が続くとの日本経済の中期的な展望を堅持しており、利上げ方向にバイアスをかけた金融政策運営をしています。

今年度上半期の金融市場を振り返りますと、第一に、債券市場の価格変動リスク（ボラティリティ）が上昇したことがあります。長期金利の指標である新発10年物国債利回りは、初夏、景気回復期待及び日銀の追加利上げ観測の高揚を受けて、1.6%台前半から1.9%台後半まで駆け上がりしました。しかしその直後、米国サブプライム問題に端を発した質への逃避、そして、米経済の先行き不透明感の高まり及び米連邦準備制度理事会（FRB）の利下げ期待にともなう日銀の追加利上げ観測の後退により、長期金利は1.9%台から一時1.5%台前半まで低下しました。

短期金融市場では、信用リスク懸念が台頭する中で、海外銀行及び銀行グループの資金調達ニーズが強まったことでLIBORなど円調達金利が高止まった状態にあります。その反面、国債など担保資産ニーズが旺盛であるために、短期ゾーンのスワップスプレッド（TLスプレッド）は大幅に拡大しています。

株式市場では、日経平均株価など主要株価指数が新年度入り直後から堅調に推移していました。しかし今夏、サブプライム問題によるグローバルな株価調整の影響を受けて急落しました。その後、世界的に株価が復調する中、日本の株価指数も上昇に転じましたが、その回復度合いは海外の主要株価指数に比べて小幅に止まっています。これは、構造改革を推し進めてきた安倍晋三内閣の退陣及び福田康夫新内閣に対する海外投資家の期待度の低さなど政治的要因が反映していると考えられています。

ドル円相場は、新年度入り後もドル高円安基調を続け、一時1ドル124円までドルが買い進められました。ところが、米経済の先行き懸念を映じたドル全面安の流れを受けて、一時1ドル111円台までドル安円高が進みました。FRBの追加利下げにともなう日米金利差の縮小への期待もドル安円高のサポート要因と考えられています。

◆企業集団の営業の経過及び成果

(3つの戦略分野)

当行は、健全な財務体質と、インスティテューショナルバンキング、コンシューマーアンドコマースファイナンス、リテールバンキングを3つの戦略分野とするビジネスモデルをベースに、法人及び個人のお客さまに、幅広い金融商品・サービスを提供しています。

<インスティテューショナルバンキング分野>

当行グループは、お客さまに対して、伝統的な法人向け金融商品・サービスだけではなく、新しく付加価値の高い金融商品・サービスをご提供することにより、収益基盤の多様化・安定化を着実に図っています。

従来より強化しているノンリコースローン、証券化及びクレジットトレーディングなどの分野において、当行は主要プレーヤーとしての地位を確立しています。さらに、キャピタルマーケット関連業務、アドバイザー業務、アセットマネジメント業務などの成長性が高い分野においても順調な成果を上げています。

平成19年6月、当行は、ブロードバンドサービスを提供するアッカ・ネットワークスへの資本参加を行うことを決定しました。通信市場の変化の中で、ユニークなポジションを活かしつつ、新規分野への進出を目指すなど成長の可能性を有する同社とは、ファイナンスの提供などを通じて、更なるビジネスの展開を図ってまいります。

また平成19年7月には、日本アジア投資株式会社との間で事業提携及び第三者割当増資の引受けに関し合意しました。当行は同社の持つネットワークを活用しつつ、新たな顧客層の獲得を図ってまいります。

国内のみならず海外においても、当行は優秀なパートナーとの積極的な提携を進めております。平成19年8月にはインドのU T I グループとの間で新たな合弁企業の設立についての契約を締結しました。同合弁企業を通じ日本と東南アジアにまたがる仕組投資商品の組成、販売および運用を行ってまいります。すでにU T I グループとの間では「新生・U T I インドファンド」の日本での販売を通じて友好的な関係を築いてまいりましたが、今後はさらにその関係を深めてまいります。

平成19年9月には、財務アドバイザーと投資銀行業務サービスを提供する独立系のダフ・アンド・フェルプス・コーポレーションのA種普通株式を総額54.2百万米ドルにて取得しました。本出資を通じて、当行は同社の有する独自の商品やサービスを、当行の国内外のお客さまに紹介してまいります。

これらの提携を通じて、当行は双方の経験と専門知識を相互に活用し、拡大する顧客基盤に対し、独創的で革新的なソリューションを提供するという戦略を推し進めてまいります。

なお、中小企業向け貸出につきましては、社長を委員長とする中小企業向け貸出取引推進委員会を定期的に開催するなど全行的に取り組み、お客さまのニーズに応じております。

<コンシューマーアンドコマースファイナンス分野>

平成17年3月期の株式会社アプラス、昭和リース株式会社の買収を通じて、当行グループの中核業務の一つとなったコンシューマーアンドコマースファイナンス分野は、個品割賦、クレジットカード、消費者ローン、リースなどの幅広い商品・サービスを中小事業者や個人に対して提供しております。

同分野のグループ会社については、貸金業法の改正による上限金利の引下げが実施されたことや過払金の返還請求に伴う負担など、業界を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、営業力のさらなる強化を図るとともに、徹底した合理化・経費削減に取り組み、加えてシステムやリスク管理など当行の持つノウハウを活用した経営効率化を推進することにより、収益力・競争力の一層の向上を図っております。

当行の連結子会社である株式会社アプラスは、昨年度から取り組んでいる経営変革が着実に進捗しており、業務効率の大幅な改善やコスト削減を達成しております。その結果、平成19年9月中間期の同社連結中間純利益は37億円となりました。当行は同社の経営変革を支援するため、財務・管理・インフラの各分野における支援を行っております。

また、当行の持分法適用関連会社であるシンキ株式会社は、貸金業法の改正を受けて、新しい金利体系でのビジネスモデルへの転換を積極的に行なう一方、人員削減なども含む自らの体制整備も行なって参りました。そのために実施した追加的な貸倒引当金の計上及び利息返還損失引当金の増額により損失を計上したため、当行は平成19年9月に持分法投資損失として68億円を計上しました。またシンキ株式会社は、当該損失により毀損した自己資本に対し、財務基盤の強化策として株主割当による新株発行を決定しておりますが、当行は本件資本増強策を前向きに評価し、協力することを決定しております。

<リテールバンキング分野>

リテールバンキング分野においては、店舗とインターネットやコールセンターなどのリモートチャネルを効果的に組み合わせたビジネスモデルの構築に取り組んでおり、利便性の高い価値ある商品・サービスをご提供できるよう心がけております。

総合口座「Power Flex」（パワーフレックス）の新規開設は、引き続き堅調に推移し、口座数は平成19年4月末には従来からの口座を含め200万口座を超え、9月末時点では208万口座に達しております。お客さま基盤の拡大に加え仕組預金や投信・年金保険等の投資商品も好評をいただいております。個人預かり資産残高は4兆6,700億円となっております。また、住宅ローンについても、繰上返済手数料無料や長期固定金利タイプの取扱いなどの商品性が評価され、「パワースマート住宅ローン」の平成19年9月末の残高は6,750億円に達しております。

当行は、平成19年7月より、新しい「新生プラチナサービス」をスタートし、円定期預金の金利優遇や海外送金手数料の月1回無料サービスに加え、フィナンシャルプランナーへのご相談サポートなどを通じてお客さまにとっての「ベスト・マネー・アドバイザー」となるべく資産運用コンサルティングにより注力したサービスを展開してまいります。

店舗につきましては、平成19年5月に柏フィナンシャルセンター（千葉県）を開設いたしました。また、東京地下鉄株式会社（東京メトロ）ネットワークにおけるATM設置駅数は38駅（平成19年9月30日現在）となっております。平成19年9月には三浦藤沢信用金庫とのATM相互利用を開始するなど、引き続きお客さまの利便性の向上に図ってまいります。また、平成19年6月からは福岡コールセンター（福岡県）を開設し、受電キャパシティを強化しております。

当行は、“Color your life”というブランドメッセージのもと、お客さまの人生に豊かさと彩りを添えるお手伝いをしたいと考えております。今後ともお客さまのニーズに合った商品・サービスをタイムリーに投入することにより、お客さまの利便性をより一層高めるとともに、顧客基盤の拡大を図ってまいります。

（財務体質の強化）

財務体質の強化につきましては、不良債権の最終処理については引き続き適正に取り組みを行い、金融再生法ベースの開示債権は平成19年9月末現在で459億円となり、不良債権比率は0.82%となっております。資金調達面では、コスト削減に向けた調達構造の見直し・多様化を進めております。格付の向上やお客さまからの信任の高まりに伴い、預金・債券ともに調達コストは低下しております。預金については、個人のお客さまとの取引も堅調に推移するなど、調達基盤が拡大しております。

格付につきましては、ムーディーズが平成19年5月に当行無担保長期債務をA3からA2に、スタンダードアンドプアーズが平成19年6月に長期債務をBBBプラスからAマイナスに、それぞれ引き上げております。

（自己資本）

平成19年3月末より日本においては適用された銀行に対する自己資本比率規制の新たな枠組み（バーゼルⅡ）において、信用リスクの算出手法として基礎的内部格付手法（F-I-R-B）を使用しております。

これは当行自身の内部格付制度とパラメーター推計値に基づき信用リスクを計測することが認められたものであり、当行の高度なリスク管理能力を規制資本の計算に活用することが可能となると共に、実際のリスクに見合ったより合理的な所要規制資本が算出されることを意味しております。併せてオペレーショナル・リスクについては粗利益配分手法（TSA）の使用、またマーケットリスクにつき内部モデル手法をそれぞれ使用しております。当行はこれらの高度な手法を採用する銀行に相応しい内部管理体制の維持向上・情報開示の充実に努めていく考えであります。

◆業績の概況

以上のような事業の経過のもと、当中間連結会計期間の業績は以下のとおりとなりました。なお、連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業全体の業績を記載しております。

(当中間連結会計期間業績の概要)

当行グループの当中間連結会計期間末における連結総資産は12兆4,234億円(前連結会計年度末比1兆5,857億円増加)となりました。主要な勘定残高としましては、預金・譲渡性預金が5兆8,706億円(同比4,497億円増加)で、債券は6,865億円(同比167億円減少)、貸出金につきましては5兆4,565億円(同比3,102億円増加)となりました。

損益面では当中間連結会計期間の経常収益は3,056億円(前中間連結会計期間比225億円増加)、経常費用は2,827億円(同比455億円増加)となりました。この結果、連結経常利益は229億円(同比229億円減少)となり、特別利益216億円、特別損失12億円を含めた税金等調整前中間純利益は432億円(同比40億円減少)を計上いたしました。法人税等40億円(費用)、法人税等調整額53億円(費用)、少数株主利益106億円(費用)をネットした後の連結中間純利益は231億円(同比156億円減少)となりました。

<預金・譲渡性預金>

当中間連結会計期間も、預金は期中2,105億円増加して当中間連結会計期間末残高は5兆1,513億円となりました。これは法人のお客さまからの預金が増加したことによるものであります。なお、総合口座「PowerFlex」の口座数も引き続き増加しております。また、譲渡性預金も期中2,391億円増加し、預金・譲渡性預金合計の当中間連結会計期間末残高は、4,497億円増加の5兆8,706億円となりました。

<債券・社債>

普通銀行への転換を踏まえて、資金調達軸足を債券から預金へとシフトし続けており、債券発行残高は徐々に減少しております。債券は期中167億円減少し、当中間連結会計期間末の発行残高は6,865億円となりました。社債は期中322億円増加し、当中間連結会計期間末の発行残高は4,327億円となりました。なお、短期社債は従来コマースヤル・ペーパーに含めていた電子C/P(ペーパーレスC/P)について、今年度から表示方法を変更したものであります。

<貸出金>

貸出金については、個人のお客さまへの住宅ローンが引き続き増加し、また法人のお客さまについても、資金需要が回復する中、お客さまに様々なソリューションを提案して積極的に取り組みました。この結果、貸出金は期中3,102億円増加し、当中間連結会計期間末残高は5兆4,565億円となりました。

<有価証券・特定取引資産>

期中の有価証券は5,138億円増加して、当中間連結会計期間末残高は2兆3,685億円となり、また特定取引資産は期中519億円減少し、当中間連結会計期間末残高は2,514億円となっております。

<経常損益>

収益につきましては、資金運用収益が前中間連結会計期間比285億円増加して1,114億円となりましたが、これは主に、貸出金残高の増加によって貸出金利息が前中間連結会計期間比251億円増加して843億円となったことや、有価証券利息配当金が前中間連結会計期間比37億円増加して205億円となったことによるものです。また非資金運用収益においても、法人のお客さまへの革新的なソリューション提供による投資銀行業務を戦略業務として引き続き推進いたしましたことから、経常収益は前中間連結会計期間比225億円増加の3,056億円となりました。

一方、経常費用のうち、資金調達費用については前中間連結会計期間比237億円の増加にとどまったことにより、資金運用収益から資金調達費用を控除したネット収益は、前中間連結会計期間比47億円増加して565億円となりました。ただ、リテール分野でのお客さま数及び取引数の増加等により営業経費が増加したほか、「貸金業の規制等に関する法律」の改正等を踏まえて、当行の持分法適用会社であるシンキ株式会社が発倒引当金ならびに利息返還損失引当金の大幅積み増しを行ったため、その他経常費用が増加しました。その結果、経常費用は前中間連結会計期間比455億円増加して2,827億円となり、当中間連結会計期間の経常収益と経常費用をネットした連結経常利益は前中間連結会計期間比229億円減少の229億円となりました。

<中間純損益>

特別利益につきましては前中間連結会計期間比188億円増加の216億円となりました。このうち203億円は、当行連結子会社である新生プロパティファイナンス株式会社が保有しておりましたライフ住宅ローン株式会社の全株式を平成19年5月に住友信託銀行株式会社宛に売却した際の売却益であります。なお、ライフ住宅ローン株式会社の全株式を売却したことによる税金等調整後の純利益増加額は103億円であります。一方、特別損失につきましては、前中間連結会計期間比1億円減少の12億円となり、税金等調整前中間純利益は前中間連結会計期間比40億円減少して432億円となりました。

なお、法人税等調整額の増加（前中間連結会計期間比65億円増加）や少数株主利益の増加（前中間連結会計期間比24億円増加）等により、連結中間純利益につきましては、前中間連結会計期間比156億円減少の231億円となっております。

<純資産の部>

当中間連結会計期間末の純資産の部合計は9,346億円となりました。このうち自己株式につきましては、公的資金の一部返済の一環として株式会社整理回収機構が保有していた当行普通株式のうち175,466千株を平成18年8月17日に市場取引で取得し、同年11月16日付でこのうち85,000千株を消却しており、当中間連結会計期間末の残高は、前連結会計年度末とほぼ同水準の725億円となっております。

前連結会計年度末より適用となりました新基準（バーゼルⅡ）による連結自己資本比率（国内基準）は12.40%となっております。なお旧基準にて算出した場合の連結自己資本比率は13.23%となっております。

<キャッシュ・フロー>

連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加等に対して預金、譲渡性預金及び債券貸借取引受入担保金の増加等により2,694億円の収入（前中間連結会計期間は2,616億円の収入）、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出のほか、ライフ住宅ローン株式会社の株式売却による収入、株式会社ユニコ・コーポレーションからの事業譲受による支出等により3,452億円の支出（前中間連結会計期間は2,660億円の支出）、また財務活動によるキャッシュ・フローは、少数株主への配当金支払等により217億円の支出（前中間連結会計期間は1,984億円の支出）となりました。この結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ975億円減少し、1,739億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間は、「国内」においては、資金運用収支は582億円（前中間連結会計期間比107億円増）、役務取引等収支は226億円（同10億円増）、特定取引収支は72億円（同40億円減）、その他業務収支は436億円（同10億円減）となりました。

「海外」においては、資金運用収支は68億円（同11億円減）、役務取引等収支は22億円（同2億円減）、その他業務収支は△5億円（同6億円減）となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、資金運用収支が前中間連結会計期間比63億円増加し613億円、役務取引等収支は同9億円増加し231億円、特定取引収支は同40億円減少し72億円、その他業務収支は同23億円減少し424億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前中間連結会計期間	47,543	8,058	555	55,046
	当中間連結会計期間	58,258	6,897	3,801	61,354
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	81,244	8,495	6,794	82,946
	当中間連結会計期間	114,132	7,227	9,865	111,494
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	33,701	437	6,238	27,899
	当中間連結会計期間	55,874	330	6,064	50,140
役務取引等収支	前中間連結会計期間	21,631	2,567	1,933	22,266
	当中間連結会計期間	22,666	2,285	1,761	23,189
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	33,715	2,852	2,493	34,075
	当中間連結会計期間	35,054	2,629	2,518	35,164
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	12,083	285	559	11,808
	当中間連結会計期間	12,387	343	756	11,974
特定取引収支	前中間連結会計期間	11,272	—	—	11,272
	当中間連結会計期間	7,234	—	—	7,234
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	11,429	—	—	11,429
	当中間連結会計期間	7,271	—	—	7,271
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	156	—	—	156
	当中間連結会計期間	37	—	—	37
その他業務収支	前中間連結会計期間	44,777	66	11	44,831
	当中間連結会計期間	43,693	△575	681	42,436
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	138,146	66	11	138,202
	当中間連結会計期間	132,225	2,217	694	133,748
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	93,369	0	—	93,370
	当中間連結会計期間	88,532	2,792	12	91,311

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という）であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という）であります。

2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（当中間連結会計期間4,841百万円、前中間連結会計期間3,329百万円）を控除して表示しております。

3. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達の状況

当中間連結会計期間は、「国内」においては、資金運用勘定平均残高は前中間連結会計期間比22.08%の増加、利回りは同0.37ポイント上昇し2.83%、資金調達勘定平均残高は同22.71%の増加、利回りは同0.34ポイント上昇し1.33%となりました。

「海外」においては、資金運用勘定平均残高は前中間連結会計期間比23.58%の増加、利回りは同2.30ポイント低下し5.07%、資金調達勘定平均残高は同27.45%の減少、利回りは同0.22ポイント上昇し5.58%となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、資金運用勘定平均残高は前中間連結会計期間比22.25%増加し8兆485億円、利回りは同0.25ポイント上昇し2.76%となり、資金調達勘定平均残高は同23.26%増加し8兆1,871億円、利回りは同0.38ポイント上昇し1.22%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	6,585,683	81,244	2.46
	当中間連結会計期間	8,040,069	114,132	2.83
うち預け金	前中間連結会計期間	136,671	1,507	2.20
	当中間連結会計期間	221,033	3,185	2.87
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	87,230	100	0.23
	当中間連結会計期間	83,320	266	0.64
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	7	0	4.52
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	149,876	209	0.28
	当中間連結会計期間	67,063	394	1.17
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,606,976	15,041	1.87
	当中間連結会計期間	1,981,772	23,139	2.33
うち貸出金	前中間連結会計期間	4,307,297	59,319	2.75
	当中間連結会計期間	5,243,238	84,549	3.22

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金調達勘定	前中間連結会計期間	6,814,077	33,701	0.99
	当中間連結会計期間	8,361,329	55,874	1.33
うち預金	前中間連結会計期間	4,216,933	13,439	0.64
	当中間連結会計期間	5,000,420	21,159	0.84
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	256,084	274	0.21
	当中間連結会計期間	552,381	1,745	0.63
うち債券	前中間連結会計期間	871,078	1,556	0.36
	当中間連結会計期間	693,177	1,569	0.45
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	157,768	1,001	1.27
	当中間連結会計期間	788,016	8,321	2.11
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	70,186	72	0.21
	当中間連結会計期間	97,868	540	1.10
うち商業・ペーパー	前中間連結会計期間	159,585	291	0.36
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	1,166,791	4,983	0.85
	当中間連結会計期間	1,122,840	8,907	1.58
うち短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	174,171	613	0.70
うち社債	前中間連結会計期間	493,265	9,709	3.93
	当中間連結会計期間	611,911	13,635	4.44

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、各月毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前中間連結会計期間	229,926	8,495	7.37
	当中間連結会計期間	284,151	7,227	5.07
うち預け金	前中間連結会計期間	1,705	30	3.55
	当中間連結会計期間	9,988	110	2.21
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	219,769	8,232	7.47
	当中間連結会計期間	272,662	7,094	5.19
うち貸出金	前中間連結会計期間	8,080	229	5.67
	当中間連結会計期間	1,500	22	2.97

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金調達勘定	前中間連結会計期間	16,268	437	5.36
	当中間連結会計期間	11,803	330	5.58
うち預金	前中間連結会計期間	480	0	0.08
	当中間連結会計期間	133	0	0.75
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	7,118	187	5.27
	当中間連結会計期間	9,105	247	5.42
うち短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち社債	前中間連結会計期間	8,670	249	5.74
	当中間連結会計期間	2,564	82	6.41

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、各月毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高 (百万円)			利息 (百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	6,815,610	232,023	6,583,587	89,740	6,794	82,946	2.51
	当中間連結会計期間	8,324,221	275,643	8,048,578	121,360	9,865	111,494	2.76
うち預け金	前中間連結会計期間	138,376	744	137,632	1,537	22	1,514	2.20
	当中間連結会計期間	231,022	3,205	227,816	3,295	3	3,292	2.88
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	87,230	—	87,230	100	—	100	0.23
	当中間連結会計期間	83,320	—	83,320	266	—	266	0.64
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	7	—	7	0	—	0	4.52
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	149,876	—	149,876	209	—	209	0.28
	当中間連結会計期間	67,063	—	67,063	394	—	394	1.17
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,826,746	220,786	1,605,959	23,274	6,462	16,811	2.09
	当中間連結会計期間	2,254,435	263,125	1,991,309	30,233	9,636	20,597	2.06
うち貸出金	前中間連結会計期間	4,315,378	10,492	4,304,886	59,549	308	59,240	2.74
	当中間連結会計期間	5,244,738	9,311	5,235,427	84,571	225	84,345	3.21
資金調達勘定	前中間連結会計期間	6,830,346	188,342	6,642,003	34,138	6,238	27,899	0.84
	当中間連結会計期間	8,373,132	185,953	8,187,179	56,204	6,064	50,140	1.22
うち預金	前中間連結会計期間	4,217,413	749	4,216,664	13,439	22	13,417	0.63
	当中間連結会計期間	5,000,554	3,206	4,997,347	21,159	3	21,156	0.84
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	256,084	—	256,084	274	—	274	0.21
	当中間連結会計期間	552,381	—	552,381	1,745	—	1,745	0.63
うち債券	前中間連結会計期間	871,078	—	871,078	1,556	—	1,556	0.36
	当中間連結会計期間	693,177	—	693,177	1,569	—	1,569	0.45
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	157,768	—	157,768	1,001	—	1,001	1.27
	当中間連結会計期間	788,016	—	788,016	8,321	—	8,321	2.11
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	70,186	—	70,186	72	—	72	0.21
	当中間連結会計期間	97,868	—	97,868	540	—	540	1.10
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	159,585	—	159,585	291	—	291	0.36
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	1,173,910	10,492	1,163,417	5,171	308	4,862	0.83
	当中間連結会計期間	1,131,945	9,311	1,122,634	9,154	225	8,929	1.59
うち短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	174,171	—	174,171	613	—	613	0.70
うち社債	前中間連結会計期間	501,936	177,100	324,835	9,958	5,907	4,051	2.49
	当中間連結会計期間	614,476	173,165	441,310	13,717	5,835	7,882	3.56

- (注) 1. 当中間連結会計期間の資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高 (201,154百万円) を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高 (679,802百万円) 及び利息 (4,841百万円) を、前中間連結会計期間の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高 (135,413百万円) を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高 (557,923百万円) 及び利息 (3,329百万円) を、それぞれ控除して表示しております。
2. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間は、「国内」においては、役務取引等収益は350億円（前中間連結会計期間比13億円増）、役務取引等費用は123億円（同3億円増）となりました。

「海外」においては、役務取引等収益は26億円（同2億円減）、役務取引等費用は3億円（同0億円増）となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、役務取引等収益は前中間連結会計期間比10億円増加し351億円、役務取引等費用は同1億円増加し119億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前中間連結会計期間	33,715	2,852	2,493	34,075
	当中間連結会計期間	35,054	2,629	2,518	35,164
うち預金・債券・貸出業務	前中間連結会計期間	5,455	—	—	5,455
	当中間連結会計期間	5,963	—	—	5,963
うち為替業務	前中間連結会計期間	495	—	0	495
	当中間連結会計期間	527	—	—	527
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	690	916	556	1,050
	当中間連結会計期間	957	764	756	964
うち代理業務	前中間連結会計期間	1,810	0	—	1,810
	当中間連結会計期間	2,227	0	—	2,227
うち保証業務	前中間連結会計期間	13,985	—	1	13,984
	当中間連結会計期間	11,310	—	0	11,309
役務取引等費用	前中間連結会計期間	12,083	285	559	11,808
	当中間連結会計期間	12,387	343	756	11,974
うち為替業務	前中間連結会計期間	3,558	9	0	3,568
	当中間連結会計期間	3,805	3	—	3,809

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間は、「国内」においては、特定取引収益は72億円（前中間連結会計期間比41億円減）、特定取引費用は0億円（同1億円減）となりました。

「海外」においては、該当がありませんでした。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、特定取引収益は前中間連結会計期間比41億円減少し72億円、特定取引費用は同1億円減少し、0億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
特定取引収益	前中間連結会計期間	11,429	—	—	11,429
	当中間連結会計期間	7,271	—	—	7,271
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	1,200	—	—	1,200
	当中間連結会計期間	2,279	—	—	2,279
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	3,903	—	—	3,903
	当中間連結会計期間	768	—	—	768
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	6,324	—	—	6,324
	当中間連結会計期間	4,224	—	—	4,224
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
特定取引費用	前中間連結会計期間	156	—	—	156
	当中間連結会計期間	37	—	—	37
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	156	—	—	156
	当中間連結会計期間	37	—	—	37

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 内訳項目はそれぞれの収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、それぞれの純額を記載しております。

3. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

② 特定取引資産・負債の内訳（末残）

当中間連結会計期間は、「国内」においては、特定取引資産は2,514億円（前中間連結会計期間比1,718億円減）、特定取引負債は1,105億円（同39億円増）となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、特定取引資産は前中間連結会計期間比1,719億円減少し2,514億円、特定取引負債は同39億円増加し1,105億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
特定取引資産	前中間連結会計期間	423,379	44	—	423,423
	当中間連結会計期間	251,485	—	—	251,485
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	23,039	—	—	23,039
	当中間連結会計期間	31,536	—	—	31,536
うち商品有価証券派 生商品	前中間連結会計期間	8,944	—	—	8,944
	当中間連結会計期間	14,640	—	—	14,640
うち特定取引有価証 券	前中間連結会計期間	284,890	—	—	284,890
	当中間連結会計期間	102,083	—	—	102,083
うち特定取引有価証 券派生商品	前中間連結会計期間	6,789	—	—	6,789
	当中間連結会計期間	4,836	—	—	4,836
うち特定金融派生商 品	前中間連結会計期間	99,715	44	—	99,760
	当中間連結会計期間	97,744	—	—	97,744
うちその他の特定取 引資産	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	644	—	—	644
特定取引負債	前中間連結会計期間	106,634	—	—	106,634
	当中間連結会計期間	110,599	—	—	110,599
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	4,518	—	—	4,518
うち商品有価証券派 生商品	前中間連結会計期間	15,756	—	—	15,756
	当中間連結会計期間	13,262	—	—	13,262
うち特定取引売付債 券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証 券派生商品	前中間連結会計期間	1,073	—	—	1,073
	当中間連結会計期間	1,228	—	—	1,228
うち特定金融派生商 品	前中間連結会計期間	89,487	—	—	89,487
	当中間連結会計期間	91,527	—	—	91,527
うちその他の特定取 引負債	前中間連結会計期間	316	—	—	316
	当中間連結会計期間	62	—	—	62

- (注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。
「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
2. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	4,598,099	—	746	4,597,352
	当中間連結会計期間	5,153,548	—	2,219	5,151,328
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,359,732	—	—	1,359,732
	当中間連結会計期間	1,537,993	—	—	1,537,993
うち定期性預金	前中間連結会計期間	2,836,302	—	—	2,836,302
	当中間連結会計期間	3,153,377	—	—	3,153,377
うちその他	前中間連結会計期間	402,064	—	746	401,317
	当中間連結会計期間	462,177	—	2,219	459,957
譲渡性預金	前中間連結会計期間	348,388	—	—	348,388
	当中間連結会計期間	719,310	—	—	719,310
総合計	前中間連結会計期間	4,946,488	—	746	4,945,741
	当中間連結会計期間	5,872,858	—	2,219	5,870,638

- (注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。
「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
2. 流動性預金＝通知預金＋普通預金＋当座預金
定期性預金＝定期預金
3. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(6) 国内・海外別債券残高の状況

○ 債券の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
債券合計	前中間連結会計期間	758,891	—	—	758,891
	当中間連結会計期間	686,588	—	—	686,588
うち利付長期信用債券	前中間連結会計期間	739,074	—	—	739,074
	当中間連結会計期間	668,935	—	—	668,935
うちその他	前中間連結会計期間	19,816	—	—	19,816
	当中間連結会計期間	17,652	—	—	17,652

- (注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。
「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
2. 利付長期信用債券には、「利付長期信用債券（利子一括払）」を含んでおります。
3. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(7) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	4,681,796	100.00	5,326,386	100.00
製造業	212,588	4.54	280,891	5.27
農業	35	0.00	8	0.00
林業	—	—	2	0.00
漁業	910	0.02	804	0.02
鉱業	6,785	0.15	5,675	0.11
建設業	20,956	0.45	16,191	0.30
電気・ガス・熱供給・水道業	99,608	2.13	77,840	1.46
情報通信業	28,646	0.61	56,736	1.07
運輸業	469,615	10.03	381,370	7.16
卸売・小売業	111,762	2.39	108,554	2.04
金融・保険業	957,447	20.45	1,051,087	19.73
不動産業	1,278,503	27.31	1,453,353	27.29
各種サービス業	259,469	5.54	364,008	6.83
地方公共団体	124,273	2.65	60,830	1.14
その他	1,111,192	23.73	1,469,031	27.58
海外及び特別国際金融取引勘定分	99,623	100.00	130,195	100.00
政府等	—	—	884	0.68
金融機関	—	—	—	—
その他	99,623	100.00	129,311	99.32
合計	4,781,419	—	5,456,582	—

- (注) 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。
「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成18年9月30日	インドネシア共和国	48
	その他（1ヶ国）	1
	合計	49
	（資産の総額に対する割合：％）	（0.00）
平成19年9月30日	インドネシア共和国	45
	その他（1ヶ国）	1
	合計	46
	（資産の総額に対する割合：％）	（0.00）

（注） 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等向けの債権残高を掲げております。

(8) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高（未残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	707,374	—	707,374
	当中間連結会計期間	884,011	—	884,011
地方債	前中間連結会計期間	71,768	—	71,768
	当中間連結会計期間	114,925	—	114,925
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
社債	前中間連結会計期間	393,594	—	393,594
	当中間連結会計期間	510,538	—	510,538
株式	前中間連結会計期間	34,424	—	34,424
	当中間連結会計期間	39,369	—	39,369
その他の証券	前中間連結会計期間	382,537	182,093	564,631
	当中間連結会計期間	679,874	139,839	819,714
合計	前中間連結会計期間	1,589,699	182,093	1,771,793
	当中間連結会計期間	2,228,719	139,839	2,368,558

（注） 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	51,902	55,339	3,437
経費 (除く臨時処理分)	39,642	42,429	2,787
人件費	15,678	17,429	1,750
物件費	21,964	22,926	961
税金	1,998	2,074	75
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	12,260	12,909	649
のれん償却額	—	—	—
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	12,260	12,909	649
一般貸倒引当金繰入額	—	△5,034	△5,034
業務純益	12,260	17,944	5,684
実質業務純益	27,663	34,523	6,860
うち債券関係損益	2,025	1,643	△381
臨時損益	17,427	10,412	△7,014
株式関係損益	5,650	1,324	△4,326
金銭の信託運用損益	15,403	21,614	6,211
不良債権処理損失	828	11,033	10,204
貸出金償却	828	7	△821
個別貸倒引当金繰入額	—	11,026	11,026
特定海外債権引当勘定繰入額	—	△0	△0
その他の債権売却損等	—	—	—
その他臨時損益	△2,797	△1,492	1,305
経常利益	26,358	23,515	△2,842
特別損益	12,450	△26,632	△39,082
うち固定資産処分損益	△378	375	753
税引前中間純利益 (△は税引前中間純損失)	38,808	△3,116	△41,925
法人税、住民税及び事業税	△1,625	△7,722	△6,096
法人税等調整額	△1,150	6,762	7,912
中間純利益 (△は中間純損失)	41,584	△2,156	△43,740

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支
2. 実質業務純益 = 業務粗利益 + 金銭の信託運用損益 - 経費 (除く臨時処理分)
 金銭の信託運用損益は臨時損益に含まれますが、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから、本来業務にかかる損益ととらえております。
3. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除されているものであります。
5. 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
6. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損
7. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却
8. 前中間会計期間の貸倒引当金は全体で12,807百万円の取崩超 (なお、一般貸倒引当金については864百万円の繰入) のため、当該金額を特別利益に計上しております。また当中間会計期間の貸倒引当金は全体で5,991百万円の繰入超 (なお、一般貸倒引当金については5,034百万円の取崩) となっております。

2. 利鞘 (国内業務部門) (単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%)
			(B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.27	1.47	0.20
貸出金利回	1.28	1.63	0.35
有価証券利回	1.14	1.40	0.26
(2) 資金調達原価 ②	1.82	1.86	0.04
資金調達利回 ③	0.37	0.61	0.24
預金利回	0.35	0.57	0.22
債券利回	0.35	0.43	0.08
(3) 総資金利鞘 ①-②	△0.55	△0.39	0.16
(4) 資金運用利回 - 資金調達利回 ①-③	0.90	0.86	△0.04

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の居住者向け円建諸取引であります。

(但し特別国際金融取引勘定を除く)

2. 預金には譲渡性預金を含んでおります。

3. ROE (単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%)
			(B) - (A)
実質業務純益ベース	10.11	13.78	3.67
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	4.22	5.03	0.81
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	4.22	5.03	0.81
業務純益ベース	4.22	7.07	2.85
中間純利益ベース	15.43	△1.07	△16.50

4. 預金・債券・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（未残）	5,014,085	5,912,142	898,056
預金（平残）	4,534,166	5,599,607	1,065,441
債券（未残）	759,501	687,898	△71,602
債券（平残）	872,904	694,123	△178,781
貸出金（未残）	4,683,764	5,335,172	651,408
貸出金（平残）	4,124,768	5,121,293	996,524

（注） 預金には譲渡性預金を含んでおります。

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	3,363,953	3,537,229	173,275
法人	1,193,348	1,456,835	263,487
合計	4,557,301	4,994,065	436,763

（注） 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	497,235	692,444	195,209
住宅ローン残高	497,235	692,444	195,209
その他ローン残高	—	—	—

(4) 中小企業等貸出金

			前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	①	百万円	2,587,619	3,046,618	458,998
総貸出金残高	②	百万円	4,619,400	5,236,657	617,257
中小企業等貸出金比率	①/②	%	56.02	58.18	2.16
中小企業等貸出先件数	③	件	38,866	54,232	15,366
総貸出件数	④	件	39,317	54,707	15,390
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	98.85	99.13	0.28

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	—	—	—	—
信用状	—	—	3	142
保証	124	21,544	109	19,268
計	124	21,544	112	19,411

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下「旧告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	451,296	451,296
	うち非累積的永久優先株	159,443	48,443
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	18,558	18,558
	利益剰余金	414,399	266,097
	自己株式（△）	136,543	72,561
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	3,496	484
	その他有価証券の評価差損（△）	556	3,227
	為替換算調整勘定	2,604	3,605
	新株予約権	260	877
	連結子法人等の少数株主持分	183,643	179,839
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	173,885	170,052
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	219,411	154,119
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	63,887	18,467
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	13,931
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	—	9,816
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計 (A)	646,867	647,666	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	91,348	89,349	

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	48,642	14,718
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	444,581	567,659
	うち永久劣後債務 (注2)	103,531	198,451
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	341,049	369,208
	計	493,223	582,378
	うち自己資本への算入額 (B)	475,607	537,003
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 (注4) (D)	73,464	131,075
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	1,049,010	1,053,595
リスク・アセ ット等	資産（オン・バランス）項目	6,097,698	6,392,960
	オフ・バランス取引等項目	1,685,060	1,378,058
	信用リスク・アセットの額 (F)	7,782,758	7,771,018
	マーケット・リスク相当額に係る額（(H) / 8%） (G)	—	274,989
	（参考）マーケット・リスク相当額 (H)	—	21,999
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(J) / 8%） (I)	—	448,152
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (J)	—	35,852
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た 額 (K)	—	—
	計（(F) + (G) + (I) + (K)） (L)	7,782,758	8,494,160
連結自己資本比率（国内基準）= E / L × 100（%）		13.47	12.40
（参考）Tier 1 比率 = A / L × 100（%）		8.31	7.62

- (注) 1. 告示第28条第2項（旧告示第23条第2項）に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第29条第1項第3号（旧告示第24条第1項第3号）に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号（旧告示第24条第1項第4号及び第5号）に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号（旧告示第25条第1項第1号）に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号（旧告示第25条第1項第2号）に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	451,296	451,296
	うち非累積的永久優先株	159,443	48,443
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	18,558	18,558
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	9,266	9,784
	その他利益剰余金	408,884	252,616
	その他	173,917	170,052
	自己株式（△）	136,538	72,556
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	3,496	484
	その他有価証券の評価差損（△）	1,397	3,831
	新株予約権	260	877
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	12,686
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	—	9,570
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計	(A)	920,751	804,056
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）		91,380	89,349

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	38,495	2,219
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	363,549	469,573
	うち永久劣後債務 (注2)	22,500	117,451
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	341,049	352,121
	計	402,045	471,792
	うち自己資本への算入額 (B)	402,045	471,792
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 (注4) (D)	6,808	91,718
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	1,315,988	1,184,129
リスク・ア セット等	資産（オン・バランス）項目	5,276,113	6,059,664
	オフ・バランス取引等項目	883,188	778,058
	信用リスク・アセットの額 (F)	6,159,302	6,837,723
	マーケット・リスク相当額に係る額（(H) / 8%） (G)	—	270,425
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	—	21,634
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(J) / 8%） (I)	—	241,530
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (J)	—	19,322
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た 額 (K)	—	—
	計（(F) + (G) + (I) + (K)） (L)	6,159,302	7,349,678
単体自己資本比率（国内基準）= E / L × 100 (%)		21.36	16.11
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		14.94	10.94

- (注) 1. 告示第40条第2項（旧告示第30条第2項）に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第41条第1項第3号（旧告示第31条第1項第3号）に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号（旧告示第31条第1項第4号及び第5号）に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号（旧告示第32条第1項）に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(*) 優先出資証券の概要

当行は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び単体自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「その他」に計上しております。

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance II (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成28年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	775百万米ドル	700百万米ドル
払込日	平成18年2月23日	平成18年3月23日
配当支払日	毎年7月20日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	毎年7月25日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）
配当率	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年6.418%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年7.16%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance II (Cayman) Limited
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。</p> <p>(1)監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

(注) 1. 破産事由：破産法に基づく破産手続の開始決定

更生事由：会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定

清算事由：会社法に基づく解散や清算手続の開始

民事再生事由：民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定

支払不能事由：①債務不履行又はその恐れのある場合、又は当該配当により債務不履行又はその恐れのある場合。

②債務超過であるか又は当該配当により債務超過となる場合。

政府による宣言：監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、あるいは当行を公的管理下に置くこと、又は第三者に譲渡することを宣言した場合。

2. 当行により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

3. 当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、又は当該配当により下回ることとなる場合。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までの掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3	99
危険債権	83	235
要管理債権	173	126
正常債権	47,805	55,842

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

1. 経営健全化計画に関する取組み

当行は、消費者金融業界を取り巻く環境の大きな変化による影響を主因として、平成19年3月期（単体）当期純損失が419億円となり、経営健全化計画における平成19年3月期（単体）当期純利益計画730億円を大きく下回ったことによる業務改善命令を、平成19年6月に受けました。公的資金による資本注入を受けている銀行として、経営健全化計画を達成できなかったことは誠に遺憾であり、新たに提出しご承認いただいた経営健全化計画に従い、3つの戦略分野それぞれにおける収益基盤の強化、経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて、全行が一丸となって業務に取り組んでまいります。

2. 金融商品取引法への対応

平成19年9月より施行されました金融商品取引法により、金融機関はその広告のあり方、勧誘や説明の方法、販売前及び販売時の説明書面交付の義務付けなどの影響を受けることになりました。広告に関しては、平成19年3月に、公正取引委員会より定期預金「パワード定期プラス」のパンフレットについて排除命令を受けたものの、既に平成19年1月より、商品のメリット・留意点（リスク）をおもて面に並列して表示するなど、全く新しいタイプのパンフレットを使用しており、その後も継続的な改善を続けてきております。また、再発防止策として、消費者の視点により当行の広告をチェックしていただく「消費者広告チェック制度」を業界に先駆けて創設したほか、広告審査委員会を設置するなど、広告チェック体制の見直しを実施しております。今後は、資産運用へのニーズが高まる中、上記の広告の仕方、勧誘・説明の方法、説明文書の交付の3点を通じて、お客さまがリスクのある商品の取引をより安心して行なえるような取組みを継続してまいります。

3. コーポレートサステナビリティの実践

当行は、環境・社会・企業統治のそれぞれの側面において増大する様々なリスクに対応するため、平成19年9月、新たにコーポレートバリュー部を設置しました。同部は、世界のベストプラクティスをベンチマークとしながら、これらリスクの評価及び管理により企業価値の維持を図るなど、当行の長期的な収益の拡大や企業価値の増大に大きく貢献することが期待されています。また、コーポレートバリュー部では、新しいコーポレートブランドの構築にも取り組んでいます。ブランドを通じた競合他社との差別化、顧客との心のつながりを強化することで、市場でのオンリーワンのポジションを獲得していくことを目指しています。

当行は、その目的とも言うべき“新生ビジョン”である「顧客に信頼される金融のソリューションを提供することにより、顧客・社員・株主の価値を継続的に高めていく、日本のすぐれた金融サービス企業」を徹底するとともに、その目的を達成するため組織として、個人としての行動の規範となる、「顧客重視」、「誠実さ」、「責任」、「チーム・ワーク」、「社会性」という5つの“新生バリュー”の実践に取り組んでまいります。

4. お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供による長期的・安定的な収益の計上

当行グループは、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、付加価値の高い商品・サービスをご提供していくために、新たな商品・業務分野の開拓に積極的に取り組んでおります。今後も、最新のテクノロジーを活用した柔軟性の高いシステム基盤をベースとして、従来以上にお客さまのニーズにお応えする様々な商品・サービスをスピーディーにご提供することを通じて、長期的・安定的な収益の計上を目指してまいります。

5. グループ競争力・収益力の向上

当行は、グループ会社を含めたパーゼルⅡのスムーズな運用とリスク管理の高度化及びリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営に努めるとともに、徹底した合理化に取り組むことにより、グループ全体の競争力・収益力の向上を図ってまいります。また、資本の質を維持すると同時に、資本を有効に活用し、業容の拡大に努めてまいります。

6. コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、委員会設置会社として、経営監督機能の強化と迅速な意思決定が可能な経営体制を確立しております。取締役会に加えて過半が社外取締役から構成される指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置し、経営の監督にあたるとともに、執行役に対して大幅に業務執行権限を委譲することで機動的かつ効率的な運営を行える体制を確保しております。当行グループは、内部統制体制の構築及び運用ならびに監査機能のレベルアップを図るとともに、利用者の利便性向上やお客さま保護を念頭においたコンプライアンス体制の強化を図るなど法令遵守の一層の徹底に努めてまいります。加えて上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。

加えて、当行では、S P B (Shinsei Strategy, Plans and Budgets) と呼ぶ経営管理手法を導入し、営業部門のみならず間接部門においても戦略目標、目標に対するアクションプランを設定し、予算と一体管理しており、定期的な進捗状況のモニタリングを通じて、新生ビジョンの実現性を高めております。S P Bの主要子会社への導入を進めるとともに、経営陣がより戦略についてフォーカスし、部門間にまたがる課題について議論する場を定期的に設けるなど、S P Bの目的である戦略の確認と共有やお客さまの視点に立った中長期的課題への取組みに注力しております。

4【経営上の重要な契約等】

1. 預金保険機構、当行及びニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィは、当行の普通株式の売却に関して、平成12年2月9日、株式売買契約書を締結しました。この売却は、平成12年3月1日に完了しました。同売却取引の主要な条件には、以下のような内容が含まれていました。

- ニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィは、当行の既発行普通株式の全部（単位未満株式212株を除く）を10億円で、及び当行の新規発行普通株式3億株を1,200億円で取得する。
- 預金保険機構は、当行の第二回甲種優先株式7,452万8千株を引き続き保有するが、他の発行済優先株式はすべて消却される。
- 整理回収機構は、新たに発行される第三回乙種優先株式6億株を発行価額2,400億円で引き受ける。
- 当行株式の売却直前に、預金保険機構は、金融再生法に基づき、当行の債務超過を解消すべく資金を注入する。

政府が現在も保有する第二回甲種優先株式の発行条件等の詳細については、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況」中、「1. 株式等の状況」の「(1)株式の総数等 ②発行済株式」をご参照ください。

同契約書に基づき、預金保険機構は、一定の損失について50億円を超える部分を当行に補償することに同意しましたが、その損失には以下のような内容が含まれます。

- 平成12年3月1日から3年間について、表明及び保証の違反から生じた損失
- 平成12年3月1日現在発生又は存在していた行為等から生じた偶発的な債務から生じた損失
- 平成12年3月1日以前に提起され同日現在継続していた訴訟手続及び同日以降に当行に関連して提起された訴訟のうち、同日以前に発生した事項に関するものから生じた損失

本補償に係る実際の当行による請求、預金保険機構による審査、支払等の手続は今後も継続することとなります。

その他、同契約書に基づく以下の権利・義務は既に終了しております。

① 金融再生委員会は、ニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィに当行普通株式を売却するのに先立ち、金融再生法第72条第4項の規定に基づき、当行の貸出債権その他の資産が当行の特別公的管理が終了した後当行が引き続き保有する資産として適当であるか否かの判定を行いました。預金保険機構は、他の表明及び保証のほか、売却時に当行が保有していた貸出関連資産について期間3年の解除権を認めました。解除権は、1債務者につき1億円を超える債権（平成12年3月以降に更新、借換え又はロールオーバーされた貸出関連資産を含む）に適用され、所定の条件が充足される場合、当行は、解除権行使により、当該債務者に対する貸出関連資産のすべてを当該資産の残存額から平成12年2月29日現在の貸倒引当金を控除した金額の受取りと引き換えに預金保険機構に譲渡することができました。かかる解除権行使のための所定の条件には、以下のような内容が含まれていました。

- 正常先の債権等について、元本・利息の3ヶ月以上の延滞が生じたこと、実質債務超過又は繰越損失が発生していること等により、瑕疵の存在が推定されること、かつ、
- 貸出関連資産が2割以上減価すること。

なお、解除権の行使に関して預金保険機構との間に存在した紛争につきましては、同機構との間で全て解決済みです。

② 当行が保有していた国内株式約2.3兆円（時価ベース）の株式ポートフォリオを、原則として平成12年1月31日現在の時価に基づき預金保険機構に譲渡する旨定められていました。これらの株式の大部分は、顧客との株式の持ち合いによるものでした。当行の銀行取引上の混乱を避けるため、預金保険機構は、これらの株式を当行の信託銀行子会社に信託し、5年間当行の同意なくこれらの株式を売却しないことに同意しましたことから、当行はまた、これらの株式の議決権とこれらの株式を買い戻す権利（但し、かかる買戻しによって預金保険機構に損失が生じる場合には、預金保険機構は、これらの株式の当行への売却を拒否できる）を留保していました。これらの取決めの継続期間は平成17年3月1日までであり、また、同契約書に定める条件に従って延長可能な株式につきましては最も遅い場合で平成18年2月末まで延長されましたが、これらの取決めはいずれも期間満了に伴い解消しております。

③ 預金保険機構が所有する当行優先株式の時価総額が5,000億円を超えている場合に、ニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィが預金保険機構に対しその一部の売却を求めることができる権利が定められておりましたが、平成17年2月にニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ等による当行普通株式の現物分配が実施されたことから、ニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィはそれ以降かかる権利を行使しないことが預金保険機構との間で合意されています。

2. 当行は、平成19年11月20日開催の取締役会において、以下に記載する共同買付者（以下、「公開買付者」といいます。）による当行普通株式の358,455,953株を上限とする公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。なお、本公開買付け価格は1株当たり425円とします。）について賛同の意を表明することを決議しております。

また、当行の業務戦略を支援するため、平成19年11月20日、当行は公開買付者との間でトランザクション・アグリーメント（Transaction Agreement）を締結し、公開買付者が本公開買付けを開始すること、また本公開買付けの成立を条件として、当行が資本基盤の強化を目的として、1株当たりの払込金額を本公開買付けの買い付け価格と同額（引受価格は1株当たり425円とします。）とする、総額500億円の普通株式の第三者割当増資を公開買付者に対して行うことに合意しております。

なお、本公開買付けの成立につきましては、公開買付者らが銀行法の規定に基づき銀行である当行の主要株主となることについて内閣総理大臣の認可を受けることを条件としております。

① 公開買付者の名称

- サターンIサブ（ケイマン）エグゼンプト・リミテッド（Saturn I Sub (Cayman) Exempt Ltd.）
- サターン・ジャパンIIサブ・シーブイ（Saturn Japan II Sub C.V.）
- サターン・ジャパンIIIサブ・シーブイ（Saturn Japan III Sub C.V.）
- サターンIVサブ・エルピー（Saturn IV Sub LP）

② 公開買付者の所在地

- ケイマン諸島KY1-9002、グランドケイマン、ジョージタウン、メアリーストリート87、ウォーカーハウス
ウォーカーズ・エスピーブイ・リミテッド気付
- アメリカ合衆国10022ニューヨーク州ニューヨーク市フィフス・アベニュー717（26階）
- アメリカ合衆国10022ニューヨーク州ニューヨーク市フィフス・アベニュー717（26階）
- ケイマン諸島KY1-9002、グランドケイマン、ジョージタウン、メアリーストリート87、ウォーカーハウス
ウォーカーズ・エスピーブイ・リミテッド気付

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,500,000,000
優先株式	674,528,000
計	3,174,528,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成19年12月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,673,570,944	1,673,570,944	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
第二回甲種優先株式	74,528,000	74,528,000	—	(注)
計	1,748,098,944	1,748,098,944	—	—

(注) 第二回甲種優先株式(平成10年3月31日発行)の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

期末配当金を支払うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき年13円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当金を支払うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、6円50銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先株式1株につき1,300円を支払う。これを超えて、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先株主の請求による普通株式への転換(当行が優先株式の取得と引換えに行う普通株式の交付をいう。以下同様。)

① 転換を請求し得べき期間

平成10年10月1日から平成20年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため基準日を定めたときは、その翌日から当該株主総会終了の日までの期間を除く。

② 当初転換価額

優先株式1株につき326円とする(なお、平成15年7月29日付の普通株式2株を1株とする株式併合に伴う影響を加味すると652円)。

③ 転換価額の修正

平成11年9月16日以降平成19年9月16日まで、毎年9月16日に終了する30連続取引日に東京証券取引所における普通株式の毎日の終値の平均値が、転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、その直後の10月1日に当該平均値に修正される。ただし、当該平均値が360円未満となる場合は、修正後転換価額は360円とする(なお、上記に基づき平成11年10月1日より転換価額は360円に修正済み)。

④ 転換価額の調整

普通株式の時価を下回る価額で発行する場合その他一定の場合には、転換価額の調整をマーケットプライス方式により行う。

(4) 普通株式への一斉転換

平成20年3月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成20年4月1日をもって、優先株式1株の払込金相当額を定款第11条の9に定める当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式に転換される。ただし、優先株式1株に対して普通株式2株を上限とし、普通株式の併合又は分割が行われた場合には、2株に普通株式1株の併合又は分割後の株数を乗じた株数を上限とする。

(5) 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、当行定款第11条の2で定める優先配当金が支払われない場合は、その間議決権を有する。

(6) 新株予約権等

法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。優先株主には、新株予約権又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 平成11年6月29日開催の定時株主総会より平成13年6月29日開催の定時株主総会まで、旧商法第242条第1項ただし書の規定により議決権を有していた。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	6,711 (注)1	6,576 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,711,000 (注)2	6,576,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき684円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき684円とし、そのうち1株につき342円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

② 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年9月17日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	101 (注)1	42 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	101,000 (注)2	42,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき646円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至 平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき646円とし、そのうち1株につき323円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年9月17日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第2回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

③ 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年12月2日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	25 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至 平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年12月2日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第3回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

④ 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成17年5月24日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	250 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき551円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき551円とし、そのうち1株につき276円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成17年5月24日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第4回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑤ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	3,743 (注)1	3,680 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,743,000 (注)2	3,680,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第5回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の行使の条件（続き）	・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第5回新株予約権付与契約の定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するとき、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑥ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数（個）	2,477（注）1	2,402（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,477,000（注）2	2,402,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成19年7月1日以降とし、さらに平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第6回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第6回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑦ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	956 (注) 1	947 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	956,000 (注) 2	947,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本 組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、その うち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約 権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額 は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行 が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予 約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則とし て平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から 平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の 2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単 位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただ し、第7回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予 約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定 時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新 株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び 当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第7回新 株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要す るものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式
の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただ
し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について
のみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換
を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新
株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行する
ときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・併合・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換
を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行
使価額の調整を行うことができるものとする。

⑧ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	395 (注) 1	386 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	395,000 (注) 2	386,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第8回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第8回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑨ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	157 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	157,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第9回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第9回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑩ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	53 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第10回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第10回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

① 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年2月28日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	46 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式 1 株につき 774 円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は 1 株につき 774 円とし、そのうち 1 株につき 387 円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の 2 分の 1 以内 (1 個に満たない数が生じる場合は、1 個の単位に切上げる) に限って権利を行使することができる。ただし、第11回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年2月28日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第11回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑫ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年2月28日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	14 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき774円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき774円とし、そのうち1株につき387円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。	同左

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の行使の条件 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第12回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年2月28日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第12回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑬ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数 (個)	4,354 (注) 1	4,282 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	4,354,000 (注) 2	4,282,000 (注) 2

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年6月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、原則として平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第13回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第13回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑭ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,614 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,614,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年6月1日以降とし、さらに平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第14回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第14回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑮ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,173 (注)1	1,158 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,173,000 (注)2	1,158,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年6月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第15回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第15回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・併合・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑯ 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	194 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	194,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第16回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第16回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑰ 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	3,163 (注)1	3,149 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,163,000 (注)2	3,149,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年6月1日 至平成29年5月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。	同左

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の行使の条件 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第17回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第17回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4</p>	同左

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

⑱ 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,457(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,457,000(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年6月1日 至平成29年5月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。	同左

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の行使の条件 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第18回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第18回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4</p>	同左

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

⑯ 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	140(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき527円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年7月1日 至平成29年6月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき527円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。	同左

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の行使の条件 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第19回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第19回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4</p>	同左

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成19年8月1日 (注)	△100,000	1,748,098	—	451,296,960	—	18,558,337

(注) 第三回乙種優先株式300,000千株に係る優先株主の取得請求による普通株式200,000千株の交付、及び、当該優先株式300,000千株の消却によるものであります。

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	200,000	11.95
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレー ト銀行 兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	131,487	7.85
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町2丁目1番8号	96,419	5.76
J. クリストファー フラワーズ	1000 HARBOR BOULEVARD, WEEHAWKEN, N. J. 07086 U. S. A. ユービーエス ファイナンシャル サービス スペシャル リザーブ アカ운ツ エクス クルーシブ ベネフィット カスタマー (常任代理人 シティバンク銀行株式会社 証 券業務部 東京都品川区東品川2丁目3番14 号 気付)	92,670	5.53
ステートストリートバンクアンドトラ ストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレー ト銀行 兜町証券決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	84,330	5.03
サンタンデルインベストメントエスエ ーシーセントラルヴァローレ (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行 決済事業部)	ADVA CANTABRIA S/N 28660 BOADILLA DEL MONTE. MADRID. SPAIN (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	65,184	3.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	41,663	2.48
モルガン・スタンレーアンドカンパニー インク (常任代理人 モルガン・スタンレー証券 株式会社 証券管理本部 オペレーション 部門)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	37,588	2.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	35,123	2.09
ステートストリートバンクアンドトラ ストカンパニー505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレー ト銀行 兜町証券決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	29,950	1.78
シーエムビーエルエスエーリミューチャ ルフアンド (常任代理人 株式会社みずほコーポレー ト銀行 兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	21,124	1.26
計	—	835,543	49.92

(注) 1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。

2. 平成19年8月1日付の当行による第三回乙種優先株式の一斉取得に伴う当行普通株式の交付により、株式会社整理回収機構は当行主要株主に該当することとなりました。

3. J. クリストファー フラワーズ氏は、当行の取締役であります。

4. モルガン・スタンレー証券株式会社及びその共同保有者である下記4社が平成19年5月8日付で同年4月30日を報告義務発生日とする大量保有報告書の変更報告書(No.2)を提出しておりますが、当行としては実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)(*1)
モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー	1,239,000	0.07
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	1585 Broadway, New York, NY 10036	199,383	0.01
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	22,938,807	1.24
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	16,660,000	0.90
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク	1221 Avenue of the Americas, New York, NY 10020, USA	35,941,000	1.94
合計	—	76,978,190	4.17

(*1) 甲種優先株式・乙種優先株式も含めた平成19年4月30日現在の発行済株式総数として当該報告書に記載された株式数(1,848,098,944株)に対する割合。

5. テンプルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド及びその共同保有者である下記3社が平成19年7月6日付で同年6月29日を報告義務発生日とする大量保有報告書の変更報告書(No.2)を提出しておりますが、当行としては実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)(*1)
テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド	バハマ連邦、ナッソー、ライフオード・ケイ、BOX N-7759	133,332,661	7.21
テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォート・ローダデイル、スイート2100、イースト・ブロード・ブルヴァール500	9,366,478	0.51
フランクリン・テンプレートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国 EH3 8BH、スコットランド、エディンバラ、モリソン・ストリート5	6,979,200	0.38
テンプレートン・アセット・マネジメント・リミテッド	シンガポール共和国 038987、サンテック・タワー・ワン#38-03、テマセク・ブルヴァール7	6,475,000	0.35
合計	—	156,153,339	8.45

(*1) 甲種優先株式・乙種優先株式も含めた平成19年6月29日現在の発行済株式総数として当該報告書に記載された株式数(1,848,098,944株)に対する割合。

6. パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社及びその共同保有者である下記5社が平成19年10月1日付で同年9月24日を報告義務発生日とする大量保有報告書の変更報告書(No.2)を提出しておりますが、当行としては実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)(*1)
パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社	〒150-8402 東京都渋谷区広尾1丁目1番39号	8,416,000	0.48
パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社	〒150-8402 東京都渋谷区広尾1丁目1番39号	34,646,000	1.98
パークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ	〒94105 米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 フリーモント・ストリート45	41,334,100	2.36
パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ	〒94105 米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 フリーモント・ストリート45	16,873,000	0.97
パークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド	〒EC3N 4HH 英国 ロンドン市 ロイヤル・ミント・コート1	18,415,149	1.05
パークレイズ・バンク・ピーエルシー	〒E14 5HP 英国 ロンドン市 チャーチル・プレイス1	2,463,000	0.14
合計	—	122,147,249	6.99

(*1) 甲種優先株式も含めた平成19年9月24日現在の発行済株式総数として当該報告書に記載された株式数(1,748,098,944株)に対する割合。

② 第二回甲種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	74,528	100.00
計	—	74,528	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二回 甲種優先株式 74,528,000	—	優先株式の内容は「(1)株式の総数等」の「②発行済株式」の注記に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 96,439,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,576,991,000	1,576,991	(注) 1
単元未満株式	普通株式 140,944	—	(注) 2
発行済株式総数	1,748,098,944	—	—
総株主の議決権	—	1,576,991	—

(注) 1. 証券保管振替機構名義の株式が32,000株(議決権32個)含まれております。

2. 当行所有の自己株式が870株含まれております。

②【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町 2丁目1番8号	96,419,000	—	96,419,000	5.51
シンキ株式会社	東京都新宿区西新宿1丁 目6番1号 (新宿エルタワー28F)	20,000	—	20,000	0.00
計	—	96,439,000	—	96,439,000	5.51

(注) 上記「①発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)」の内訳であります。

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	594	566	537	504	454	384
最低(円)	512	492	493	406	351	301

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 第二回甲種優先株式

当株式は証券取引所に上場されておられません。

3【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員 の 異 動 は、次 の と お り で あ り ま す。

(1) 取締役 の 状 況

該 当 事 項 は あ り ま せ ン。

(2) 執行役 の 状 況

① 新 任 執 行 役

該 当 事 項 は あ り ま せ ン。

② 退 任 執 行 役

該 当 事 項 は あ り ま せ ン。

③ 役 職 の 異 動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
専務執行役	最高財務責任者財務部門長兼コーポレート財務本部長兼グループ企業開発部長	専務執行役	最高財務責任者財務部門長兼グループ企業開発部長	ラフル グプタ	平成19年7月1日
執行役	オペレーション本部長兼リテールサービス本部長兼リテール事務部長兼プロセスコントロール部長兼事務集中部長兼ケイマン支店長兼リテールシステム部長兼オペレーションサポート部長	執行役	オペレーション本部長兼リテールサービス本部長兼リテール事務部長兼プロセスコントロール部長兼事務集中部長兼ケイマン支店長兼リテールシステム部長	岡野 道征	平成19年8月13日
専務執行役	インスティテューショナルバンキング部門最高責任者部門長兼I B業務管理部長兼アドバイザー本部長	専務執行役	インスティテューショナルバンキング部門最高責任者部門長兼I B業務管理部長	サンホー ソン	平成19年9月18日
専務執行役	グループ最高情報責任者金融インフラ部門長兼事務管理本部長	専務執行役	グループ最高情報責任者金融インフラ部門長	ダナンジャヤ デュイベディ	平成19年10月1日
執行役	システム本部長兼システム企画部長兼テクノロジーサポート部長兼事務管理部長	執行役	システム本部長兼システム企画部長兼テクノロジーサポート部長	佐藤 芳和	平成19年10月1日
専務執行役	最高財務責任者財務部門長兼コーポレート財務本部長	専務執行役	最高財務責任者財務部門長兼コーポレート財務本部長兼グループ企業開発部長	ラフル グプタ	平成19年11月12日

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
専務執行役	リテール部門長兼リテール部門最高執行責任者兼プラチナバンキング部長	専務執行役	リテール部門長兼リテール部門最高執行責任者兼プラチナバンキング部長兼マーケティング部長	寺井 宏隆	平成19年11月15日
専務執行役	グループ最高情報責任者金融インフラ部門長	専務執行役	グループ最高情報責任者金融インフラ部門長兼事務管理本部長	ダナンジャヤ デュイバディ	平成19年11月19日
執行役	システム本部長兼システム企画部長兼テクノロジーサポート部長	執行役	システム本部長兼システム企画部長兼テクノロジーサポート部長兼事務管理部長	佐藤 芳和	平成19年11月19日
専務執行役	インスティテューショナルバンキング部門長（金融法人・公共法人担当役員）	専務執行役	インスティテューショナルバンキング部門長（金融法人・公共法人担当役員）兼金融法人本部長	加藤 正純	平成19年12月1日
専務執行役	インスティテューショナルバンキング部門最高責任者部門長兼I B業務管理部長	専務執行役	インスティテューショナルバンキング部門最高責任者部門長兼I B業務管理部長兼アドバイザー本部部長	サンホー ソン	平成19年12月1日
執行役	金融法人本部長兼公共・金融法人部長	執行役	公共・金融法人部長	本多 道昌	平成19年12月1日
執行役	アドバイザー本部長兼事業法人本部長	執行役	大阪支店長兼事業法人本部部長	土屋 貴	平成19年12月1日

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※10	312,406	2.99	394,179	3.17	448,554	4.14
コールローン及び買入手形		20,000	0.19	736,100	5.93	43,100	0.40
債券貸借取引支払保証金		27,215	0.26	74,763	0.60	11,050	0.10
買入金銭債権		296,955	2.85	445,108	3.58	366,505	3.38
特定取引資産	※2, 10	423,423	4.06	251,485	2.02	303,389	2.80
金銭の信託		506,563	4.85	417,655	3.36	502,332	4.64
有価証券	※1, 2, 10, 19	1,771,793	16.98	2,368,558	19.07	1,854,682	17.11
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11	4,781,419	45.83	5,456,582	43.92	5,146,306	47.49
外国為替	※9	13,908	0.13	26,798	0.22	15,047	0.14
その他資産	※3, 4, 5, 6, 10, 12	844,194	8.09	1,018,463	8.20	870,375	8.03
有形固定資産	※13, 14, 15	398,152	3.82	372,222	3.00	382,460	3.53
無形固定資産	※16	351,079	3.36	238,816	1.92	244,155	2.25
債券繰延資産		115	0.00	111	0.00	103	0.00
繰延税金資産		30,805	0.30	38,767	0.31	42,474	0.39
支払承諾見返		789,451	7.57	725,545	5.84	754,420	6.96
貸倒引当金		△133,820	△1.28	△141,710	△1.14	△147,275	△1.36
資産の部合計		10,433,666	100.00	12,423,448	100.00	10,837,683	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※10	4,597,352	44.06	5,151,328	41.46	4,940,730	45.59
譲渡性預金		348,388	3.34	719,310	5.79	480,199	4.43
債券		758,891	7.27	686,588	5.53	703,298	6.49
コールマネー及び売渡手形	※10	449,989	4.31	1,377,475	11.09	692,792	6.39
債券貸借取引受入担保金	※10	41,407	0.40	285,107	2.29	8,333	0.08
コマーシャル・ペーパー		168,700	1.62	-	-	171,300	1.58
特定取引負債		106,634	1.02	110,599	0.89	99,255	0.92
借入金	※10, 17	1,213,998	11.64	1,092,738	8.80	1,122,688	10.36
外国為替		4	0.00	19	0.00	118	0.00
短期社債		—	—	115,000	0.92	—	—
社債	※18	300,627	2.88	432,780	3.48	400,485	3.69
その他負債		619,725	5.94	766,199	6.17	498,358	4.60
賞与引当金		8,059	0.08	8,447	0.07	13,134	0.12
役員賞与引当金		103	0.00	293	0.00	359	0.00
退職給付引当金		3,190	0.03	3,204	0.03	3,521	0.03
役員退職慰労引当金		—	—	47	0.00	—	—
利息返還損失引当金		2,485	0.02	9,496	0.08	10,353	0.10
特別法上の引当金		2	0.00	3	0.00	3	0.00
繰延税金負債		13,903	0.13	4,611	0.04	5,075	0.05
支払承諾	※10	789,451	7.57	725,545	5.84	754,420	6.96
負債の部合計		9,422,915	90.31	11,488,798	92.48	9,904,430	91.39
(純資産の部)							
資本金		451,296	4.33	451,296	3.63	451,296	4.16
資本剰余金		18,558	0.18	18,558	0.15	18,558	0.17
利益剰余金		414,399	3.97	266,097	2.14	245,499	2.27
自己株式		△136,543	△1.31	△72,561	△0.58	△72,560	△0.67
株主資本合計		747,711	7.17	663,391	5.34	642,794	5.93
その他有価証券評価差額金		△556	△0.01	△3,802	△0.03	5,091	0.04
繰延ヘッジ損益		△3,944	△0.04	△9,537	△0.08	△7,744	△0.07
為替換算調整勘定		2,604	0.03	3,605	0.03	2,952	0.03
評価・換算差額等合計		△1,895	△0.02	△9,733	△0.08	299	0.00
新株予約権		260	0.00	877	0.01	517	0.01
少数株主持分		264,675	2.54	280,115	2.25	289,642	2.67
純資産の部合計		1,010,750	9.69	934,650	7.52	933,253	8.61
負債及び純資産の部合計		10,433,666	100.00	12,423,448	100.00	10,837,683	100.00

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		283,113	100.00	305,692	100.00	560,016	100.00
資金運用収益		82,946		111,494		172,818	
(うち貸出金利息)		(59,240)		(84,345)		(126,815)	
(うち有価証券利息配当金)		(16,811)		(20,597)		(32,309)	
役員取引等収益		34,075		35,164		70,858	
特定取引収益		11,429		7,271		18,128	
その他業務収益	※1	138,202		133,748		271,274	
その他経常収益	※2	16,461		18,013		26,935	
経常費用		237,212	83.79	282,777	92.50	536,843	95.86
資金調達費用		31,228		54,981		77,322	
(うち預金利息)		(13,417)		(21,156)		(33,164)	
(うち債券利息)		(1,556)		(1,569)		(3,006)	
(うち借用金利息)		(4,862)		(8,929)		(11,312)	
役員取引等費用		11,808		11,974		24,409	
特定取引費用		156		37		319	
その他業務費用	※3	93,370		91,311		183,117	
営業経費	※4	86,454		83,576		171,034	
その他経常費用	※5	14,192		40,896		80,641	
経常利益		45,901	16.21	22,914	7.50	23,172	4.14
特別利益	※6	2,776	0.98	21,622	7.07	15,278	2.73
特別損失	※7,8	1,394	0.49	1,282	0.42	104,159	18.60
税金等調整前中間純利益 (△は税金等調整前当期純損失)		47,284	16.70	43,254	14.15	△65,708	△11.73
法人税、住民税及び事業税		1,367	0.48	4,053	1.32	3,249	0.58
法人税等調整額		△1,209	△0.43	5,319	1.74	△24,615	△4.39
少数株主利益		8,269	2.92	10,696	3.50	16,643	2.97
中間純利益 (△は当期純損失)		38,857	13.73	23,186	7.59	△60,984	△10.89

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	451,296	18,558	379,502	△12	849,345
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△3,947		△3,947
中間純利益			38,857		38,857
自己株式の取得				△136,671	△136,671
自己株式の処分			△13	140	126
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	34,897	△136,530	△101,633
平成18年9月30日残高 (百万円)	451,296	18,558	414,399	△136,543	747,711

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成18年3月31日残高 (百万円)	2,208	—	3,781	5,990	—	261,845	1,117,180
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当(注)							△3,947
中間純利益							38,857
自己株式の取得							△136,671
自己株式の処分							126
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△2,765	△3,944	△1,177	△7,886	260	2,830	△4,796
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△2,765	△3,944	△1,177	△7,886	260	2,830	△106,429
平成18年9月30日残高 (百万円)	△556	△3,944	2,604	△1,895	260	264,675	1,010,750

(注) 平成18年3月期の利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高 (百万円)	451,296	18,558	245,499	△72,560	642,794
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△2,587		△2,587
中間純利益			23,186		23,186
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社増加による増加高			0		0
連結子会社増加による減少高			△0		△0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	-	-	20,597	△0	20,597
平成19年9月30日残高 (百万円)	451,296	18,558	266,097	△72,561	663,391

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成19年3月31日残高 (百万円)	5,091	△7,744	2,952	299	517	289,642	933,253
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当							△2,587
中間純利益							23,186
自己株式の取得							△0
連結子会社増加による増加高							0
連結子会社増加による減少高							△0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△8,893	△1,792	653	△10,033	359	△9,526	△19,200
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△8,893	△1,792	653	△10,033	359	△9,526	1,396
平成19年9月30日残高 (百万円)	△3,802	△9,537	3,605	△9,733	877	280,115	934,650

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高（百万円）	451,296	18,558	379,502	△12	849,345
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注）			△3,947		△3,947
剰余金の配当			△3,496		△3,496
当期純損失			△60,984		△60,984
自己株式の取得				△136,672	△136,672
自己株式の処分			△15	160	145
自己株式の消却			△63,963	63,963	-
持分法適用除外に伴う増加高			65		65
持分法適用除外に伴う減少高			△1,661		△1,661
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	-	-	△134,002	△72,548	△206,550
平成19年3月31日残高（百万円）	451,296	18,558	245,499	△72,560	642,794

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成18年3月31日残高（百万円）	2,208	—	3,781	5,990	-	261,845	1,117,180
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当（注）							△3,947
剰余金の配当							△3,496
当期純損失							△60,984
自己株式の取得							△136,672
自己株式の処分							145
自己株式の消却							-
持分法適用除外に伴う増加高							65
持分法適用除外に伴う減少高							△1,661
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	2,882	△7,744	△829	△5,690	517	27,797	22,623
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	2,882	△7,744	△829	△5,690	517	27,797	△183,927
平成19年3月31日残高（百万円）	5,091	△7,744	2,952	299	517	289,642	933,253

（注）平成18年3月期の利益処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間純利益 (△は税金等調整前当期純 損失)		47,284	43,254	△65,708
減価償却費 (リース資産を 除く)		5,776	5,911	11,805
リース資産減価償却費		66,723	64,111	131,762
のれん償却額		6,246	4,748	12,507
無形資産償却額		4,294	1,358	8,293
のれん減損損失		—	—	55,085
無形資産減損損失		—	—	40,061
その他の減損損失		—	—	544
持分法による投資損益 (△)		3,547	6,443	12,779
貸倒引当金の増減 (△) 額		△11,048	△4,944	2,406
賞与引当金の増減 (△) 額		△5,834	△4,634	△764
退職給付引当金の増減 (△) 額		△119	△242	211
利息返還損失引当金の増減 (△) 額		2,485	△857	10,353
特別法上の引当金の増減 (△) 額		—	—	1
資金運用収益		△82,946	△111,494	△172,818
資金調達費用		31,228	54,981	77,322
有価証券関係損益 (△)		△6,615	1,826	△19,563
金銭の信託の運用損益 (△)		△4,140	△6,003	△9,019
為替差損益 (△)		1,481	11,956	3,811
固定資産処分損益 (△)		△2,073	△379	△1,439
リース資産処分損益 (△)		△1,004	△1,167	△6,056
特定取引資産の純増 (△) 減		△229,842	51,903	△109,808
特定取引負債の純増減 (△)		△43,356	11,345	△50,735
貸出金の純増 (△) 減		△693,734	△307,691	△1,058,658
預金の純増減 (△)		682,967	209,591	1,026,345
譲渡性預金の純増減 (△)		191,015	239,110	322,826
債券の純増減 (△)		△260,017	△16,709	△315,610

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
借入金 (劣後特約付借入金 を除く) の純増減 (△)		46,243	△30,150	△47,062
社債 (劣後特約付社債を除く) の純増減 (△)		6,845	27,565	7,141
預け金 (無利息預け金を除く) の純増 (△) 減		△26,217	△43,779	△28,630
コールローン等の純増 (△) 減		30,000	△693,000	6,900
買入金銭債権の純増 (△) 減		△20,305	△73,045	△88,459
債券貸借取引支払保証金の 純増 (△) 減		5,891	△63,713	22,057
コールマネー等の純増減 (△)		419,989	684,682	662,792
コマーシャル・ペーパーの 純増減 (△)		35,500	△171,300	38,100
債券貸借取引受入担保金の 純増減 (△)		41,407	276,773	8,333
外国為替 (資産) の純増 (△) 減		△1,768	△11,751	△2,907
外国為替 (負債) の純増減 (△)		△34	△99	79
短期社債 (負債) の純増減 (△)		—	115,000	—
信託勘定借の純増減 (△)		△10,302	△10,211	△25,265
資金運用による収入		72,521	102,723	166,959
資金調達による支出		△24,086	△61,662	△78,506
売買目的有価証券の純増 (△) 減		△37,471	437	46,072
運用目的の金銭の信託の純 増 (△) 減		△59,235	70,477	△61,663
リース資産の取得・売却等 による純支出		△77,836	△46,686	△121,645
その他		162,179	△53,919	12,304
小計		265,637	270,758	422,532
法人税等の支払額		△3,986	△1,324	△5,684
営業活動によるキャッシ ュ・フロー		261,651	269,434	416,847
II 投資活動によるキャッシ ュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△1,210,621	△1,493,208	△2,539,598
有価証券の売却による収入		64,414	286,759	220,364
有価証券の償還による収入		861,947	854,063	1,911,506

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
金銭の信託の設定による支出		△5,508	△17,234	△16,130
金銭の信託の解約・配当による収入		18,476	36,537	40,566
有形固定資産（リース資産を除く）の取得による支出		△2,094	△2,733	△3,734
有形固定資産（リース資産を除く）の売却による収入		6,525	1,508	6,616
連結範囲の変動を伴う子会社株式の売却による収入		—	24,999	—
連結子会社株式の売却による収入		3,077	—	3,077
事業譲受による支出		—	△31,302	—
その他		△2,272	△4,670	△17,832
投資活動によるキャッシュ・フロー		△266,054	△345,280	△395,165
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		60,000	—	62,000
劣後特約付借入金の返済による支出		△98,000	—	△98,000
劣後特約付社債の発行による収入		—	—	92,161
劣後特約付社債の償還による支出		△10,945	△2,308	△10,945
少数株主からの払込による収入		0	1,200	20,253
少数株主への子会社減資による支出		△628	△4,227	△1,227
配当金支払額		△3,947	△2,587	△7,443
少数株主への配当金支払額		△8,422	△13,803	△11,175
自己株式の取得による支出		△136,671	△0	△136,672
自己株式の売却による収入		126	—	145
財務活動によるキャッシュ・フロー		△198,486	△21,728	△90,903
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		2	7	1
V 現金及び現金同等物の増減(△)額		△202,887	△97,567	△69,220
VI 現金及び現金同等物の期首残高		340,713	271,493	340,713
VII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	※	137,826	173,925	271,493

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 89社 主要な会社名 株式会社アプラス 昭和リース株式会社 新生信託銀行株式会社 新生証券株式会社 なお、Shinsei Corporate Advisory Services Private Limited他5社は設立により、Uchisai Partners, L.P. 及びその子会社1社は平成18年9月8日に企業会計基準委員会より公表された実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」の適用に伴い、当中間連結会計期間から連結しております。 また、Hub Asset Funding Limitedは、解散により、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 88社 主要な会社名 華和国际租賃有限公司 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他70社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、中間連結財務諸表規則第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 98社 主要な会社名 株式会社アプラス 昭和リース株式会社 新生信託銀行株式会社 新生証券株式会社 なお、レクシア有限責任事業組合他5社は設立により、株式会社エス・エス・ソリューションズ他4社は重要性が増加したことにより、当中間連結会計期間から連結しております。 また、有限会社新生エフ・ピー他2社は清算により、ライフ住宅ローン株式会社は株式売却により、Albemarle Capital GmbH他3社は支配権の喪失により、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 95社 主要な会社名 華和国际租賃有限公司 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他70社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、中間連結財務諸表規則第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 95社 主要な会社名 株式会社アプラス 昭和リース株式会社 新生信託銀行株式会社 新生証券株式会社 なお、Shinsei Corporate Advisory Services Private Limited他16社は設立により、Uchisai Partners, L.P. は平成18年9月8日に企業会計基準委員会より公表された実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」の適用に伴い、当連結会計年度から連結しております。 また、Hub Asset Funding Limited他4社は、清算により、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 90社 主要な会社名 華和国际租賃有限公司 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他68社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表等規則第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社 (2) 持分法適用の関連会社 27社 主要な会社名 シンキ株式会社 Hillcot Holdings Limited BlueBay Asset Management Limited 日盛金融控股股份有限公司</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社 (2) 持分法適用の関連会社 29社 主要な会社名 シンキ株式会社 Hillcot Holdings Limited 日盛金融控股股份有限公司</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社 (2) 持分法適用の関連会社 27社 主要な会社名 シンキ株式会社 Hillcot Holdings Limited 日盛金融控股股份有限公司</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、日盛金融控股股份有限公司は株式取得により、新生マッコーリーアドバイザリー株式会社他2社は設立により、ラファイア投資事業有限責任組合他9社は平成18年9月8日に企業会計基準委員会より公表された実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」の適用に伴い、当中間連結会計期間から持分法を適用しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 88社</p> <p>主要な会社名 華和国際租賃有限公司 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他70社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、中間連結財務諸表規則第7条第1項第2号により、持分法の対象から除いております。</p> <p>その他の持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>	<p>なお、UTI International (Singapore) Private Limited 他2社は設立により、当中間連結会計期間から持分法を適用しております。</p> <p>また、Consus SB First Securitization Speciality Co.,Ltd. は清算により、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 95社</p> <p>主要な会社名 華和国際租賃有限公司 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他70社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、中間連結財務諸表規則第7条第1項第2号により、持分法の対象から除いております。</p> <p>その他の持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>	<p>なお、日盛金融控股股份有限公司は株式取得により、新生マッコーリーアドバイザリー株式会社他4社は設立により、ラファイア投資事業有限責任組合他9社は平成18年9月8日に企業会計基準委員会より公表された実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」の適用に伴い、当連結会計年度から持分法を適用しております。</p> <p>また、BlueBay Asset Management Limitedは株式売却により、エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社は影響力の低下により、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 90社</p> <p>主要な会社名 華和国際租賃有限公司 子会社エス・エル・パシフィック株式会社他68社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表等規則第10条第1項第2号より、持分法の対象から除いております。</p> <p>その他の持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>
3. 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 27社 7月末日 3社 9月末日 59社</p> <p>(2) 6月末日を中間決算日とする連結子会社のうち5社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、他の22社はそれぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 34社 9月末日 64社</p> <p>(2) 6月末日を中間決算日とする連結子会社のうち6社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、その他の連結子会社はそれぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>12月末日 34社 3月末日 61社</p> <p>(2) 12月末日を決算日とする連結子会社のうち6社は、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社はそれぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>7月末日を中間決算日とする連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法 売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>	<p>(1) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左</p>	<p>(1) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（イ）と同じ方法により行っております。</p>	<p>(3) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 同左</p> <p>(ロ) 同左</p>	<p>(3) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>
	<p>(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>
	<p>(5) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（A T M等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～15年</p>	<p>(5) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>有形固定資産（有形リース資産を除く）の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（A T M等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～15年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ32百万円減少しております。</p>	<p>(5) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>有形固定資産（有形リース資産を除く）の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（A T M等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～15年</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																	
	<p>② 無形固定資産</p> <p>株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却方法及び償却期間は次のとおりであります。</p> <p>(株式会社アプラス)</p> <table border="1" data-bbox="464 842 783 1032"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (加盟店関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(昭和リース株式会社)</p> <table border="1" data-bbox="464 1104 783 1413"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (保守契約 関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存 年数による</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (サブリース 契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存 年数による</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、のれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。</p> <p>上記以外の無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づいて償却しております。</p> <p>③ その他</p> <p>連結子会社の保有するリース資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっております。</p>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	20年	契約価値 (保守契約 関係)	定額法	契約残存 年数による	契約価値 (サブリース 契約関係)	定額法	契約残存 年数による	<p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産のうち無形資産は、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。</p> <p>(株式会社アプラス)</p> <table border="1" data-bbox="793 842 1112 1032"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (加盟店関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(昭和リース株式会社)</p> <table border="1" data-bbox="793 1104 1112 1413"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (保守契約 関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存 年数による</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (サブリース 契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存 年数による</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、のれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。</p> <p>上記以外の無形固定資産（無形リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づいて償却しております。</p> <p>③ その他</p> <p>同左</p>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	20年	契約価値 (保守契約 関係)	定額法	契約残存 年数による	契約価値 (サブリース 契約関係)	定額法	契約残存 年数による	<p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産のうち「無形資産」は、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。</p> <p>(株式会社アプラス)</p> <table border="1" data-bbox="1121 842 1441 1032"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (加盟店関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(昭和リース株式会社)</p> <table border="1" data-bbox="1121 1104 1441 1413"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (保守契約 関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存 年数による</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (サブリース 契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存 年数による</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、のれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。</p> <p>上記以外の無形固定資産（無形リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づいて償却しております。</p> <p>③ その他</p> <p>同左</p>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	20年	契約価値 (保守契約 関係)	定額法	契約残存 年数による	契約価値 (サブリース 契約関係)	定額法	契約残存 年数による
	償却方法	償却期間																																																																																		
商標価値	定額法	10年																																																																																		
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																																																																		
商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年																																																																																		
	償却方法	償却期間																																																																																		
商標価値	定額法	10年																																																																																		
商権価値 (顧客関係)	級数法	20年																																																																																		
契約価値 (保守契約 関係)	定額法	契約残存 年数による																																																																																		
契約価値 (サブリース 契約関係)	定額法	契約残存 年数による																																																																																		
	償却方法	償却期間																																																																																		
商標価値	定額法	10年																																																																																		
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																																																																		
商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年																																																																																		
	償却方法	償却期間																																																																																		
商標価値	定額法	10年																																																																																		
商権価値 (顧客関係)	級数法	20年																																																																																		
契約価値 (保守契約 関係)	定額法	契約残存 年数による																																																																																		
契約価値 (サブリース 契約関係)	定額法	契約残存 年数による																																																																																		
	償却方法	償却期間																																																																																		
商標価値	定額法	10年																																																																																		
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																																																																		
商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年																																																																																		
	償却方法	償却期間																																																																																		
商標価値	定額法	10年																																																																																		
商権価値 (顧客関係)	級数法	20年																																																																																		
契約価値 (保守契約 関係)	定額法	契約残存 年数による																																																																																		
契約価値 (サブリース 契約関係)	定額法	契約残存 年数による																																																																																		

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(6) 繰延資産の処理方法 当行の繰延資産は、次のとおり償却しております。</p> <p>(イ) その他資産のうち社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却することとしております。</p> <p>(会計処理の変更) 従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用し、社債の償還期間にわたり定額法により償却することとしております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(ロ) 債券繰延資産（債券発行費用）は、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>(会計処理の変更) 従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(6) 繰延資産の処理方法 当行の繰延資産は、次のとおり処理しております。</p> <p>(イ) 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p> <p>(ロ) 債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券繰延資産（債券発行費用）は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	<p>(6) 繰延資産の処理方法 当行の繰延資産は、次のとおり償却しております。</p> <p>(イ) その他資産のうち社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>(会計処理の変更) 従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(ロ) 債券繰延資産（債券発行費用）は、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>(会計処理の変更) 従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券繰延資産（債券発行費用）は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>連結子会社の社債発行費は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>また、連結子会社の創立費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>連結子会社の社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>また、連結子会社の創立費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券繰延資産（債券発行費用）は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>連結子会社の社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>また、連結子会社の創立費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>
	<p>(7) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の</p>	<p>(7) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権につ</p>	<p>(7) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権につ</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は37,347百万円であります。 (追加情報)</p> <p>従来、当行の貸倒実績率については、過去3算定期間の平均値により算出しておりましたが、急速な貸倒実績の減少により算定基礎としての合理性が低下したことから、当中間連結会計期間より、貸倒実績の観測可能な平成10年度以降の全算定期間の平均値により算出する方式と従来方式のいずれか高い値を採用することといたしました。この結果、従来方式に比較して、貸倒引当金が20,822百万円増加し、経常利益が4,034百万</p>	<p>帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は66,818百万円であります。</p>	<p>帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は39,758百万円であります。 (追加情報)</p> <p>当行の貸倒実績率については、従来、過去3算定期間の平均値により算出しておりましたが、急速な貸倒実績の減少により算定基礎としての合理性が低下したことから、当連結会計年度より、貸倒実績の観測可能な平成10年度以降の全算定期間の平均値により算出する方式と従来方式のいずれか高い値を採用することといたしました。この結果、従来方式に比較して、貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額が23,205百万円増加し、経常利</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	円、税金等調整前中間純利益が20,822百万円それぞれ減少しております。		益が同額減少し、税金等調整前当期純損失が同額増加しております。
	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(9) 賞与引当金の計上基準 同左	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(9) 役員賞与引当金の計上基準 同左	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(10) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理 なお、当行の会計基準変更時差異(9,081百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(10) 退職給付引当金の計上基準 同左	(10) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理 なお、当行の会計基準変更時差異(9,081百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。
	—	(11) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社の役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、一部の連結子会社の役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認	—

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は47百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額減少しております。</p>	
	<p>(12) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、利息返還に伴う損失に対する引当金（前連結会計年度末残高1,050百万円）については「貸倒引当金」に含めて計上しておりましたが、日本公認会計士協会より「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号平成18年10月13日）が公表されたことを踏まえ、当中間連結会計期間において、より適切な見積方法に基づき「利息返還損失引当金」として計上しております。</p> <p>なお、期首時点における見積方法変更差額909百万円については特別損失に計上しております。</p>	<p>(12) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。</p>	<p>(12) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、利息返還に伴う損失に対する引当金（前連結会計年度末残高1,050百万円）については「貸倒引当金」に含めて計上しておりましたが、日本公認会計士協会より「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号平成18年10月13日）が公表されたことを踏まえ、当連結会計年度において、より適切な見積方法に基づき「利息返還損失引当金」として計上しております。</p> <p>なお、期首時点における見積方法変更差額909百万円については「その他の特別損失」に計上しております。</p>
	<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、証券取引責任準備金であり、以下のとおり計上しております。</p> <p>証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、国内証券連結子会社は、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条の定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、国内証券連結子会社の金融商品取引責任準備金であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項の定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>なお、従来、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条の定めにより証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>	<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、証券取引責任準備金であり、以下のとおり計上しております。</p> <p>証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、国内証券連結子会社は、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条の定めるところにより算出した額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(14) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(14) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(14) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(15) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(15) リース取引の処理方法 同左	(15) リース取引の処理方法 同左
	(16) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。	(16) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。	(16) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は28百万円（税効果額控除前）であります。</p> <p>一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 内部取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せず、損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	<p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は17百万円（税効果額控除前）であります。</p> <p>一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ) 内部取引等 同左</p>	<p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は21百万円（税効果額控除前）であります。</p> <p>一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ) 内部取引等 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(17) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(17) 消費税等の会計処理 同左	(17) 消費税等の会計処理 同左
	(18) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 (イ) 連結納税制度の適用 当行及び一部の国内連結子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。 (ロ) 信販業務の収益計上方法 信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。 (アドオン方式契約) 総合・個品あっせん 7・8分法 信用保証(保証料契約時一括受領) 7・8分法 信用保証(保証料分割受領) 定額法 (残債方式契約) 総合・個品あっせん 残債方式 信用保証(保証料分割受領) 残債方式 (注)計上方法の内容は次のとおりであります。 ① 7・8分法とは、手数料総額を分割回数×積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。 ② 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。 (ハ) リース業務の収益計上方法 リース業務の収益の計上はリース契約上収受すべきリース料総額をリース期間に相当する月数で均等割した月当たりリース料を基準として、その経過期間に対応する額を計上しております。	(18) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 (イ) 連結納税制度の適用 同左 (ロ) 信販業務の収益計上方法 同左 (ハ) リース業務の収益計上方法 同左	(18) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 (イ) 連結納税制度の適用 同左 (ロ) 信販業務の収益計上方法 同左 (ハ) リース業務の収益計上方法 同左
5. (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は749,759百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は650,838百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これにより、その他の営業経費が517百万円増加し、経常利益が同額</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額とすることとしております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>減少し、税金等調整前当期純損失が同額増加しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表・中間連結損益計算書関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失または繰延ヘッジ利益として「その他資産」または「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益または評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア、無形資産及び無形リース資産は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、のれんとして「無形固定資産」に含めて表示しております(当中間連結会計期間末219,411百万円)。これに伴い、連結調整勘定償却額は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からはのれん償却額として「経常費用」中「営業経費」に含めております。</p> <hr/> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<hr/> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>無券面の商業・ペーパーの残高(前中間連結会計期間末168,700百万円)は、従来、「商業・ペーパー」に含めて表示しておりましたが、法律上の位置付けに従い、当中間連結会計期間から「短期社債」として表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>無券面の商業・ペーパーの純増減(前中間連結会計期間純増額40,500百万円)については、従来、「商業・ペーパーの純増減(△)」に含めて表示しておりましたが、法律上の位置付けに従い、当中間連結会計期間から「短期社債(負債)の純増減(△)」として表示しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式65,704百万円及び出資金8,235百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは72,565百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,077百万円、延滞債権額は19,401百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は1,252百万円、延滞債権額は3,575百万円であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は4,125百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,066百万円であります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は38,241百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は13,985百万円であります。</p>	<p>※1. 有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式50,635百万円及び出資金9,299百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは128,928百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は623百万円、延滞債権額は39,076百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は1,041百万円、延滞債権額は2,936百万円であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は9,961百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,651百万円であります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25,543百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は8,143百万円であります。</p>	<p>※1. 有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式54,461百万円及び出資金9,131百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は4,604百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは60,379百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,748百万円、延滞債権額は21,849百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は279百万円、延滞債権額は3,192百万円であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は4,792百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,733百万円であります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,422百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は10,271百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																																																										
<p>※6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,846百万円であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,879百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、125,737百万円であります。</p> <p>※8. 当行の貸出債権証券化（CLOーCollateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、183,646百万円であります。なお、当行は上記に係るCLOの劣後受益権を67,373百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額251,019百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は199百万円であります。</p> <p>※10. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="196 1615 568 1955"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>41,415百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>274,190百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>95,000百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>598百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>41,407百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>84,593百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>908百万円</td> </tr> </table>	担保に供している資産		現金預け金	70百万円	特定取引資産	41,415百万円	有価証券	274,190百万円	貸出金	95,000百万円	担保資産に対応する債務		預金	598百万円	債券貸借取引受入担保金	41,407百万円	借入金	84,593百万円	支払承諾	908百万円	<p>※6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は75,205百万円であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,773百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金元本の当中間連結会計期間末残高の総額は68,270百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、238,958百万円であります。</p> <p>※8. 当行の貸出債権証券化（CLOーCollateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、74,688百万円であります。なお、当行は上記に係るCLOの劣後受益権を19,971百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額94,659百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は725百万円であります。</p> <p>※10. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="627 1615 999 1955"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>553,352百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>27,868百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>805百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>85,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>285,107百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>40,532百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>903百万円</td> </tr> </table>	担保に供している資産		現金預け金	70百万円	有価証券	553,352百万円	貸出金	27,868百万円	担保資産に対応する債務		預金	805百万円	コールマネー及び売渡手形	85,000百万円	債券貸借取引受入担保金	285,107百万円	借入金	40,532百万円	支払承諾	903百万円	<p>※6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は64,813百万円であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は15,476百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は、83,124百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、93,818百万円であります。</p> <p>※8. 当行の貸出債権証券化（CLOーCollateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は、129,695百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権を43,862百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額173,557百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9. 当行の手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は179百万円であります。</p> <p>※10. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1058 1615 1430 1955"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>240,740百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>2,576百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>568百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>8,333百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>20,218百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>902百万円</td> </tr> </table>	担保に供している資産		現金預け金	70百万円	有価証券	240,740百万円	貸出金	2,576百万円	担保資産に対応する債務		預金	568百万円	債券貸借取引受入担保金	8,333百万円	借入金	20,218百万円	支払承諾	902百万円
担保に供している資産																																																												
現金預け金	70百万円																																																											
特定取引資産	41,415百万円																																																											
有価証券	274,190百万円																																																											
貸出金	95,000百万円																																																											
担保資産に対応する債務																																																												
預金	598百万円																																																											
債券貸借取引受入担保金	41,407百万円																																																											
借入金	84,593百万円																																																											
支払承諾	908百万円																																																											
担保に供している資産																																																												
現金預け金	70百万円																																																											
有価証券	553,352百万円																																																											
貸出金	27,868百万円																																																											
担保資産に対応する債務																																																												
預金	805百万円																																																											
コールマネー及び売渡手形	85,000百万円																																																											
債券貸借取引受入担保金	285,107百万円																																																											
借入金	40,532百万円																																																											
支払承諾	903百万円																																																											
担保に供している資産																																																												
現金預け金	70百万円																																																											
有価証券	240,740百万円																																																											
貸出金	2,576百万円																																																											
担保資産に対応する債務																																																												
預金	568百万円																																																											
債券貸借取引受入担保金	8,333百万円																																																											
借入金	20,218百万円																																																											
支払承諾	902百万円																																																											

前中間連結会計期末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>なお、上記借入金の担保として、未経過リース債権44,737百万円を差し入れております。</p> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券175,001百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は10,203百万円、保証金は16,178百万円であります。</p> <p>※11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は4,443,476百万円です。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが4,203,890百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※12. その他資産には、割賦売掛金483,950百万円が含まれています。</p> <p>※13. 有形固定資産には、有形リース資産309,247百万円が含まれています。</p> <p>※14. 有形固定資産の減価償却累計額 186,075百万円</p> <p>※15. 有形固定資産の圧縮記帳額2,985百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 －百万円)</p> <p>※16. 無形固定資産には、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産63,887百万円及び無形リース資産42,214百万円が含まれております。</p>	<p>なお、上記借入金の担保として、未経過リース債権16,669百万円を差し入れております。</p> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券143,619百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は711百万円、保証金は15,063百万円です。</p> <p>※11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は4,327,480百万円です。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,925,254百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※12. その他資産には、割賦売掛金438,550百万円が含まれています。</p> <p>※13. 有形固定資産には、有形リース資産284,404百万円が含まれています。</p> <p>※14. 有形固定資産の減価償却累計額 271,673百万円</p> <p>※15. 有形固定資産の圧縮記帳額2,985百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 －百万円)</p> <p>※16. 無形固定資産には、のれん154,119百万円及び無形リース資産41,201百万円が含まれております。また、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産18,467百万円が含まれております。</p>	<p>なお、上記借入金の担保として、未経過リース債権30,862百万円を差し入れております。</p> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券141,344百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は13,432百万円、保証金は15,320百万円です。</p> <p>※11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,456,538百万円です。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが4,118,334百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※12. その他資産には、割賦売掛金440,864百万円が含まれております。</p> <p>※13. 有形固定資産には、有形リース資産294,473百万円が含まれています。</p> <p>※14. 有形固定資産の減価償却累計額 231,096百万円</p> <p>※15. 有形固定資産の圧縮記帳額2,985百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 －百万円)</p> <p>※16. 無形固定資産には、のれん158,066百万円及び無形リース資産41,912百万円が含まれております。また、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産19,826百万円が含まれております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※17. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金106,000百万円が含まれております。</p> <p>※18. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債257,642百万円が含まれております。</p> <p>—————</p>	<p>※17. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金108,000百万円が含まれております。</p> <p>※18. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債361,874百万円が含まれております。</p> <p>※19. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は103,763百万円であります。</p>	<p>※17. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金108,000百万円が含まれております。</p> <p>※18. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債357,166百万円が含まれております。</p> <p>※19. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は90,671百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>※1. その他業務収益には、リース収入82,975百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、金銭の信託運用益6,271百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、リース原価74,808百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 営業経費には、のれん償却額6,246百万円並びに株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産に係る当中間連結会計期間における償却額4,294百万円が含まれております。</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>※1. その他業務収益には、リース収入80,054百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、金銭の信託運用益12,217百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、リース原価72,437百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 営業経費には、のれん償却額4,748百万円並びに株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産に係る当中間連結会計期間における償却額1,358百万円を含んでおります。</p> <p>※5. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額29,272百万円及び金銭の信託運用損198百万円を含んでおります。</p> <p>※6. 特別利益には、子会社株式売却益20,368百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>※1. その他業務収益には、リース収入164,136百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、金銭の信託運用益15,123百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、リース原価148,222百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 営業経費には、のれん償却額12,507百万円並びに株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産に係る当連結会計年度における償却額8,293百万円を含んでおります。</p> <p>※5. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額48,427百万円及び金銭の信託運用損488百万円を含んでおります。</p> <p>※6. 特別利益には、関連会社株式売却益11,651百万円を含んでおります。</p> <p>※7. 特別損失には、株式会社アプラス及びその連結子会社に対する投資にかかるのれん減損損失55,085百万円及び無形資産減損損失40,061百万円を含んでおります。平成18年度中における「貸金業の規制等に関する法律」の改正による上限金利の引き下げ等、法規制の変化による同社グループのコンシューマーファイナンス事業への影響を鑑み、同社グループが営む事業を1つのグループピング単位として減損処理を行っております。のれん及び無形資産を含む同社グループの当行連結上の純資産帳簿価額が回収可能価額を上回る金額のうち、無形資産について当初の事業取得時においてパーチェス法を適用したと同様の方法で算定した減損損失金額を控除し、その残額をのれんの減損損失として認識しております。回収可能価額については、割引キャッシュフロー(DCF)方式を採用し、向こう10年間のキャッシュフロー予測と長期成長率2.0%を前提とした継続価値の合計額に、割引率9.5%を適用して算定した使用価値として算定しております。</p> <p>※8. 特別損失には、株式会社アプラス及び全日信販株式会社に関して計上された希望退職による特別退職金等7,347百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (千株)	当中間連結会計期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	1,358,537	200,033	-	1,558,570	(注) 1
第二回甲種優先株式	74,528	-	-	74,528	
第三回乙種優先株式	600,000	-	300,000	300,000	(注) 3
合計	2,033,065	200,033	300,000	1,933,098	
自己株式					
普通株式	17	181,622	189	181,450	(注) 2
第三回乙種優先株式	-	300,000	300,000	-	(注) 3
合計	17	481,622	300,189	181,450	

(注) 1. 平成18年7月31日付にて当行発行の第三回乙種優先株式600,000千株のうち300,000千株について、取得請求により普通株式200,033千株を交付したものであります。

2. 当中間連結会計期間中に増加した自己株式数のうち、175,466千株は上記により交付した普通株式の一部を取得したものであります。

3. 上記取得請求に係る第三回乙種優先株式の取得及び消却であります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年5月23日 取締役会	普通株式	2,010	1.48	平成18年3月31日	平成18年6月8日
	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成18年3月31日	平成18年6月8日
	第三回乙種優先株式	1,452	2.42	平成18年3月31日	平成18年6月8日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年11月15日 取締役会	普通株式	2,286	その他利益 剰余金	1.66	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	第二回甲種 優先株式	484	その他利益 剰余金	6.50	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	第三回乙種 優先株式	726	その他利益 剰余金	2.42	平成18年9月30日	平成18年12月8日

II 当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（千株）	当中間連結会計期間増加株式数（千株）	当中間連結会計期間減少株式数（千株）	当中間連結会計期間末株式数（千株）	摘要
発行済株式					
普通株式	1,473,570	200,000	-	1,673,570	(注) 1
第二回甲種優先株式	74,528	-	-	74,528	
第三回乙種優先株式	300,000	-	300,000	-	(注) 2
合計	1,848,098	200,000	300,000	1,748,098	
自己株式					
普通株式	96,425	1	-	96,427	
第三回乙種優先株式	-	300,000	300,000	-	(注) 2
合計	96,425	300,001	300,000	96,427	

(注) 1. 普通株式の発行済株式の増加200,000千株は、当行第三回乙種優先株式の取得条項の内容に関する定款の定めにより、平成19年8月1日付にて当該優先株式300,000千株の一斉取得と引換えに交付したものであります。

2. 第三回乙種優先株式の増加及び減少は、上記一斉取得により取得し、消却したものであります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月9日 取締役会	普通株式	1,377	1.00	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第三回乙種優先株式	726	2.42	平成19年3月31日	平成19年5月30日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月14日 取締役会	第二回甲種 優先株式	484	その他利益 剰余金	6.50	平成19年9月30日	平成19年12月7日

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）	摘要
発行済株式					
普通株式	1,358,537	200,033	85,000	1,473,570	(注) 1, 4
第二回甲種優先株式	74,528	-	-	74,528	
第三回乙種優先株式	600,000	-	300,000	300,000	(注) 2
合計	2,033,065	200,033	385,000	1,848,098	
自己株式					
普通株式	17	181,624	85,216	96,425	(注) 3, 4
第三回乙種優先株式	-	300,000	300,000	-	(注) 2
合計	17	481,624	385,216	96,425	

- (注) 1. 当連結会計年度中に増加した発行済株式数は、平成18年7月31日付にて当行発行の第三回乙種優先株式600,000千株のうち300,000千株について、取得請求により普通株式200,033千株を交付したものであります。
2. 上記取得請求に係る第三回乙種優先株式の取得及び消却であります。
3. 当連結会計年度中に増加した自己株式数のうち、175,466千株は上記により交付した普通株式の一部を取得したものであります。
4. 当連結会計年度中に減少した普通株式の発行済株式数及び自己株式数のうち85,000千株は、消却によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年5月23日 取締役会	普通株式	2,010	1.48	平成18年3月31日	平成18年6月8日
	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成18年3月31日	平成18年6月8日
	第三回乙種優先株式	1,452	2.42	平成18年3月31日	平成18年6月8日
平成18年11月15日 取締役会	普通株式	2,286	1.66	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	第三回乙種優先株式	726	2.42	平成18年9月30日	平成18年12月8日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月9日 取締役会	普通株式	1,377	その他利益 剰余金	1.00	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第二回甲種 優先株式	484	その他利益 剰余金	6.50	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第三回乙種 優先株式	726	その他利益 剰余金	2.42	平成19年3月31日	平成19年5月30日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 312,406百万円 有利息預け金 Δ 174,579百万円 現金及び現金同等物 <u>137,826百万円</u>	※. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 394,179百万円 有利息預け金 Δ 220,253百万円 現金及び現金同等物 <u>173,925百万円</u>	※. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年3月31日現在 現金預け金勘定 448,554百万円 有利息預け金 Δ 177,061百万円 現金及び現金同等物 <u>271,493百万円</u>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																																																																																																																																																																																				
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>3,147百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>221百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,369百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>1,489百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>101百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,590百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td colspan="2">中間連結会計期間末残高相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>1,658百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>120百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,779百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>829百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,027百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,857百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>464百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>428百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>32百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 <table> <tr><td colspan="2">取得価額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>421,604百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>72,528百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>494,133百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td colspan="2">減価償却累計額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>148,424百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>25,190百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>173,614百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td colspan="2">中間連結会計期間末残高</td></tr> <tr><td>動産</td><td>273,180百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>47,337百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>320,518百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		動産	3,147百万円	その他	221百万円	合計	3,369百万円	減価償却累計額相当額		動産	1,489百万円	その他	101百万円	合計	1,590百万円	中間連結会計期間末残高相当額		動産	1,658百万円	その他	120百万円	合計	1,779百万円	1年内	829百万円	1年超	1,027百万円	合計	1,857百万円	支払リース料	464百万円	減価償却費相当額	428百万円	支払利息相当額	32百万円	取得価額		動産	421,604百万円	その他	72,528百万円	合計	494,133百万円	減価償却累計額		動産	148,424百万円	その他	25,190百万円	合計	173,614百万円	中間連結会計期間末残高		動産	273,180百万円	その他	47,337百万円	合計	320,518百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>2,905百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>140百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,046百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>2,014百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>88百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,103百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td colspan="2">中間連結会計期間末残高相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>890百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>52百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>942百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>667百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>325百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>993百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>418百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>386百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>19百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 <table> <tr><td colspan="2">取得価額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>451,484百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>80,513百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>531,998百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td colspan="2">減価償却累計額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>193,189百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>33,077百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>226,267百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td colspan="2">中間連結会計期間末残高</td></tr> <tr><td>動産</td><td>258,295百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>47,435百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>305,730百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		動産	2,905百万円	その他	140百万円	合計	3,046百万円	減価償却累計額相当額		動産	2,014百万円	その他	88百万円	合計	2,103百万円	中間連結会計期間末残高相当額		動産	890百万円	その他	52百万円	合計	942百万円	1年内	667百万円	1年超	325百万円	合計	993百万円	支払リース料	418百万円	減価償却費相当額	386百万円	支払利息相当額	19百万円	取得価額		動産	451,484百万円	その他	80,513百万円	合計	531,998百万円	減価償却累計額		動産	193,189百万円	その他	33,077百万円	合計	226,267百万円	中間連結会計期間末残高		動産	258,295百万円	その他	47,435百万円	合計	305,730百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>2,992百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>235百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,227百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>1,718百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>146百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,864百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td colspan="2">年度末残高相当額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>1,274百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>88百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,362百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>785百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>647百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,432百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>909百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>839百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>58百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 <table> <tr><td colspan="2">取得価額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>437,458百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>78,470百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>515,928百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td colspan="2">減価償却累計額</td></tr> <tr><td>動産</td><td>166,331百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>30,198百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>196,529百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td colspan="2">年度末残高</td></tr> <tr><td>動産</td><td>271,126百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>48,272百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>319,398百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		動産	2,992百万円	その他	235百万円	合計	3,227百万円	減価償却累計額相当額		動産	1,718百万円	その他	146百万円	合計	1,864百万円	年度末残高相当額		動産	1,274百万円	その他	88百万円	合計	1,362百万円	1年内	785百万円	1年超	647百万円	合計	1,432百万円	支払リース料	909百万円	減価償却費相当額	839百万円	支払利息相当額	58百万円	取得価額		動産	437,458百万円	その他	78,470百万円	合計	515,928百万円	減価償却累計額		動産	166,331百万円	その他	30,198百万円	合計	196,529百万円	年度末残高		動産	271,126百万円	その他	48,272百万円	合計	319,398百万円
取得価額相当額																																																																																																																																																																																						
動産	3,147百万円																																																																																																																																																																																					
その他	221百万円																																																																																																																																																																																					
合計	3,369百万円																																																																																																																																																																																					
減価償却累計額相当額																																																																																																																																																																																						
動産	1,489百万円																																																																																																																																																																																					
その他	101百万円																																																																																																																																																																																					
合計	1,590百万円																																																																																																																																																																																					
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																																																																																																																						
動産	1,658百万円																																																																																																																																																																																					
その他	120百万円																																																																																																																																																																																					
合計	1,779百万円																																																																																																																																																																																					
1年内	829百万円																																																																																																																																																																																					
1年超	1,027百万円																																																																																																																																																																																					
合計	1,857百万円																																																																																																																																																																																					
支払リース料	464百万円																																																																																																																																																																																					
減価償却費相当額	428百万円																																																																																																																																																																																					
支払利息相当額	32百万円																																																																																																																																																																																					
取得価額																																																																																																																																																																																						
動産	421,604百万円																																																																																																																																																																																					
その他	72,528百万円																																																																																																																																																																																					
合計	494,133百万円																																																																																																																																																																																					
減価償却累計額																																																																																																																																																																																						
動産	148,424百万円																																																																																																																																																																																					
その他	25,190百万円																																																																																																																																																																																					
合計	173,614百万円																																																																																																																																																																																					
中間連結会計期間末残高																																																																																																																																																																																						
動産	273,180百万円																																																																																																																																																																																					
その他	47,337百万円																																																																																																																																																																																					
合計	320,518百万円																																																																																																																																																																																					
取得価額相当額																																																																																																																																																																																						
動産	2,905百万円																																																																																																																																																																																					
その他	140百万円																																																																																																																																																																																					
合計	3,046百万円																																																																																																																																																																																					
減価償却累計額相当額																																																																																																																																																																																						
動産	2,014百万円																																																																																																																																																																																					
その他	88百万円																																																																																																																																																																																					
合計	2,103百万円																																																																																																																																																																																					
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																																																																																																																						
動産	890百万円																																																																																																																																																																																					
その他	52百万円																																																																																																																																																																																					
合計	942百万円																																																																																																																																																																																					
1年内	667百万円																																																																																																																																																																																					
1年超	325百万円																																																																																																																																																																																					
合計	993百万円																																																																																																																																																																																					
支払リース料	418百万円																																																																																																																																																																																					
減価償却費相当額	386百万円																																																																																																																																																																																					
支払利息相当額	19百万円																																																																																																																																																																																					
取得価額																																																																																																																																																																																						
動産	451,484百万円																																																																																																																																																																																					
その他	80,513百万円																																																																																																																																																																																					
合計	531,998百万円																																																																																																																																																																																					
減価償却累計額																																																																																																																																																																																						
動産	193,189百万円																																																																																																																																																																																					
その他	33,077百万円																																																																																																																																																																																					
合計	226,267百万円																																																																																																																																																																																					
中間連結会計期間末残高																																																																																																																																																																																						
動産	258,295百万円																																																																																																																																																																																					
その他	47,435百万円																																																																																																																																																																																					
合計	305,730百万円																																																																																																																																																																																					
取得価額相当額																																																																																																																																																																																						
動産	2,992百万円																																																																																																																																																																																					
その他	235百万円																																																																																																																																																																																					
合計	3,227百万円																																																																																																																																																																																					
減価償却累計額相当額																																																																																																																																																																																						
動産	1,718百万円																																																																																																																																																																																					
その他	146百万円																																																																																																																																																																																					
合計	1,864百万円																																																																																																																																																																																					
年度末残高相当額																																																																																																																																																																																						
動産	1,274百万円																																																																																																																																																																																					
その他	88百万円																																																																																																																																																																																					
合計	1,362百万円																																																																																																																																																																																					
1年内	785百万円																																																																																																																																																																																					
1年超	647百万円																																																																																																																																																																																					
合計	1,432百万円																																																																																																																																																																																					
支払リース料	909百万円																																																																																																																																																																																					
減価償却費相当額	839百万円																																																																																																																																																																																					
支払利息相当額	58百万円																																																																																																																																																																																					
取得価額																																																																																																																																																																																						
動産	437,458百万円																																																																																																																																																																																					
その他	78,470百万円																																																																																																																																																																																					
合計	515,928百万円																																																																																																																																																																																					
減価償却累計額																																																																																																																																																																																						
動産	166,331百万円																																																																																																																																																																																					
その他	30,198百万円																																																																																																																																																																																					
合計	196,529百万円																																																																																																																																																																																					
年度末残高																																																																																																																																																																																						
動産	271,126百万円																																																																																																																																																																																					
その他	48,272百万円																																																																																																																																																																																					
合計	319,398百万円																																																																																																																																																																																					

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 112,918百万円 1年超 338,423百万円 合計 451,342百万円 ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 69,147百万円 減価償却費 61,438百万円 受取利息相当額 8,169百万円 ・利息相当額の算出方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,410百万円 1年超 4,435百万円 合計 5,845百万円 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 8,168百万円 1年超 8,138百万円 合計 16,307百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 109,349百万円 1年超 214,975百万円 合計 324,325百万円 ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 67,411百万円 減価償却費 55,612百万円 受取利息相当額 9,551百万円 ・利息相当額の算出方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,375百万円 1年超 3,041百万円 合計 4,416百万円 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 8,427百万円 1年超 8,802百万円 合計 17,230百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 109,918百万円 1年超 224,660百万円 合計 334,579百万円 ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 132,182百万円 減価償却費 117,389百万円 受取利息相当額 14,613百万円 ・利息相当額の算出方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,429百万円 1年超 4,270百万円 合計 5,699百万円 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 7,810百万円 1年超 7,704百万円 合計 15,514百万円

(有価証券関係)

(注1) (中間) 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及びその他の特定取引資産を含めて記載しております。

(注2) 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、(中間) 財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (△は損) (百万円)
国債	314,437	313,112	△1,324
社債	32,472	32,476	4
合計	346,909	345,589	△1,320

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (△は損) (百万円)
株式	11,984	13,432	1,447
債券	653,927	650,877	△3,050
国債	396,134	392,936	△3,197
地方債	71,796	71,764	△31
社債	185,996	186,175	179
その他	280,215	281,470	1,227
合計	946,127	945,780	△374

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 上記「評価差額」には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額 (益) 27百万円は含まれておりません。

3. 「その他」は主として外国債券であります。

4. 時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

5. その他有価証券で時価のあるものについて、323百万円の減損処理を行っております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成18年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	213,261
非上場株式	6,754
非上場地方債	4
非上場社債	131,421
非上場外国証券	61,731
その他	13,349
非連結子会社・関連会社株式	65,704

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	中間連結貸借 対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（△は損） （百万円）
国債	324,431	323,840	△591
社債	101,656	101,790	133
その他	12,747	13,091	343
合計	438,835	438,721	△113

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借 対照表計上額 （百万円）	評価差額 （△は損） （百万円）
株式	23,674	23,555	△119
債券	884,242	880,658	△3,584
国債	563,094	559,580	△3,514
地方債	114,974	114,921	△53
社債	206,174	206,157	△16
その他	529,178	528,885	△292
合計	1,437,095	1,433,099	△3,995

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「その他」は主として外国債券であります。

3. 時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成19年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	329,831
非上場株式	15,280
非上場地方債	4
非上場社債	193,690
非上場外国証券	84,713
その他	36,144
非連結子会社・関連会社株式	50,635

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	315,829	4,299

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	364,526	363,337	△1,188	159	1,347
社債	42,474	42,440	△33	8	42
合計	407,000	405,777	△1,222	168	1,390

- (注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	21,395	22,402	1,006	2,372	1,366
債券	577,671	574,301	△3,370	413	3,783
国債	389,570	385,883	△3,686	23	3,709
地方債	53,262	53,251	△11	8	19
社債	134,838	135,166	327	381	53
その他	409,045	419,611	10,566	11,372	806
合計	1,008,112	1,016,315	8,202	14,159	5,956

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 3. 「その他」は主として外国債券であります。

4. その他有価証券の時価が取得価額に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。
5. その他有価証券で時価のあるものについて、517百万円の減損処理を行っております。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	207,162	9,056	2,470

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	260,311
非上場株式	7,969
非上場地方債	4
非上場社債	156,939
非上場外国証券	72,553
その他	22,845
非連結子会社・関連会社株式	54,461

6. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度において、従来関連会社株式として保有していたBlueBay Asset Management Limitedの株式（9,524百万円）及びエム・ユー・フロンティア債権回収株式会社の株式（200百万円）の保有目的を、それぞれ株式売却及び影響力の低下に伴い、その他有価証券に変更しております。

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成19年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	510,341	554,039	26,892	46,970
国債	319,016	384,422	—	46,970
地方債	51,554	507	1,193	—
社債	139,770	169,110	25,699	—
その他	4,342	128,751	164,895	161,583
合計	514,684	682,791	191,787	208,554

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	169,893	169,893	—

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	149,035	149,035	—

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

III 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託 (平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	339,097	△5,629

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成19年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	163,235	163,235	—	—	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	△108
その他有価証券 (注)	△108
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	516
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△625
(△) 少数株主持分相当額	64
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	133
その他有価証券評価差額金	△556

(注) 時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額265百万円が含まれております。

II 当中間連結会計期間末（平成19年9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	△3,347
その他有価証券（注）	△3,347
その他の金銭の信託	—
（△）繰延税金負債	431
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△3,778
（△）少数株主持分相当額	16
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△6
その他有価証券評価差額金	△3,802

（注） 時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額648百万円が含まれております。

III 前連結会計年度末（平成19年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	8,364
その他有価証券（注）	8,364
その他の金銭の信託	—
（△）繰延税金負債	3,406
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	4,957
（△）少数株主持分相当額	55
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	188
その他有価証券評価差額金	5,091

（注） 時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額161百万円が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	364,429	△149	△149
	金利オプション	110,892	△4	△8
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	9,371,067	△3,201	△3,201
	金利スワップション	4,250,987	28,468	40,188
	金利オプション	510,726	24	2,062
	その他	—	—	—
	合計	—	25,137	38,891

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、当中間連結会計期間末における減価額の合計はそれぞれ1,062百万円及び4,197百万円であります。なお、以下(6)クレジットデリバティブ取引までの各取引に記載されている数値は、当該リスクの減価前の数値であります。

(2) 通貨関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	623,506	10,107	10,107
	為替予約	1,040,988	3,787	3,787
	通貨オプション	1,467,704	△753	8,354
	その他	—	—	—
	合計	—	13,141	22,249

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	株式指数先物	47,053	287	287
	株式指数オプション	2,949	25	△57
	個別株オプション	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション	436,921	△4,803	917
	有価証券店頭指数等スワップ	—	—	—
	その他	207,848	6,492	6,391
	合計	—	2,002	7,539

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	債券先物	29,712	51	51
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	51	51

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引（平成18年9月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	1,858,774	△373	△373
	その他	—	—	—
	合計	—	△373	△373

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	17,568	△1	△1
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	10,446,413	△4,296	△4,296
	金利スワップション	4,897,463	14,723	27,867
	金利オプション	362,337	△204	675
	その他	—	—	—
	合計	—	10,220	24,245

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、当中間連結会計期間末における減価額の合計はそれぞれ1,383百万円及び3,258百万円であります。なお、以下(6)クレジットデリバティブ取引までの各取引に記載されている数値は、当該リスクの減価前の数値であります。

(2) 通貨関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,540,338	20,322	20,322
	為替予約	2,650,192	8,440	8,440
	通貨オプション	11,220,960	△3,948	12,014
	その他	—	—	—
	合計	—	24,814	40,778

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	株式指数先物	45,948	1,808	1,808
	株式指数オプション	1,939	44	△5
	個別株オプション	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション	522,075	△165	2,903
	有価証券店頭指数等スワップ	1,000	65	65
	その他	178,783	5,143	5,120
	合計	—	6,897	9,893

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	債券先物	15,941	25	25
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	25	25

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引（平成19年9月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	2,618,860	41,638	985
	その他	—	—	—
	合計	—	41,638	985

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行の行っている主なデリバティブ取引は以下のとおりであります。

- ① 金利関連 金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション
- ② 通貨関連 通貨スワップ、為替予約、通貨オプション
- ③ 株式関連 株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等
- ④ 債券関連 債券先物
- ⑤ 商品関連 商品スワップ
- ⑥ クレジット クレジット・デフォルト・オプション
デリバティブ関連

(2) 取組方針

デリバティブ取引は、国際的な金融自由化の進展及び金融技術の進歩に伴い多様化する価格変動リスクの有効なコントロール手段であります。

デリバティブ取引には、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、リーガル・リスク等が存在しておりますが、当行は、これらのリスクを把握し管理する統合的なリスク管理体制の下で取引を行っております。

(3) 利用目的

当行が行うデリバティブ取引の利用目的は、顧客の財務マネジメントニーズに対応した多様な商品の提供のための対顧取引目的及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、当行の資産負債から発生するリスクをコントロールし当行全体の収益を安定的に確保するためのALM目的等となっております。

また、リスクの減殺効果をより適切に財務諸表に反映するため、当行の資産・負債について、「金融商品会計基準」（以下、「基準」）において定められている繰延ヘッジまたは時価ヘッジを採用しております。なお、ALM目的等のために行うデリバティブ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱いについて」（以下、「会計上及び監査上の取扱い」）に基づく包括ヘッジを行っております。

これらのヘッジ会計においては、主に金利スワップをヘッジ手段として、上記の「基準」及び、「会計上及び監査上の取扱い」に定められた要件に基づき、ヘッジ有効性の評価を行っております。

これらの取引につきまして、当行はあらかじめ定められたリスク運営方針の下で、その遵守状況を管理するために設定された指標の枠組みの範囲内において、信用リスクの限定された取引所取引や、定型化され流動性の高い店頭取引を中心に取引を行っております。

(4) 取引に係るリスク内容

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。

① 市場リスク

市場リスクは、取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引に固有のボラティリティー等の変動によって損失を被るリスクであります。

市場リスクについては、円、米ドル、ユーロを中心とするOECD主要国の長短金利、為替相場、国内上場企業の信用リスクを、主なリスク取得の対象としております。

これらのリスク量につきましては、主にバリュー・アット・リスク（VAR）法を用いて管理しております。

② 信用リスク

信用リスクは、取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスクであります。

これらの信用リスクは合理的な算定方法に基づき、特定取引資産等の減価により財務会計に反映させており、平成19年3月末日の信用リスクに伴う減価額は1,270百万円であります。なお、「2. 取引の時価等に関する事項」に記載の定量的情報は、当該信用リスクの減価前の数値であります。

信用リスクについては、カレントエクスポージャー・ポテンシャルエクスポージャーを合算し、各取引の相手毎にクレジットラインを設定して管理しております。

③ 流動性リスク

所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスクであります。

これらのコストは合理的な算定方法に基づき特定取引資産等の減価により財務会計に反映させており、平成19年3月末日の連結ベースでの上記の減価額は5,717百万円であります。なお、「2. 取引の時価等に関する事項」に記載の定量的情報は、当該流動性リスクの減価前の数値であります。

④ オペレーショナル・リスク

取引相手先を含む事務処理上の錯誤、システム機能の停止、オペレーション上の過誤により損失を被るリスクであります。

⑤ リーガル・リスク

契約上の不備あるいは法令・当局規制等に抵触することで損失を被る、あるいは業務運営に支障をきたすリスクであります。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当行では、独立したリスク管理機能を持つリスク管理部門において統合的なリスク管理を行っております。

① 市場リスクの管理体制

市場リスク管理部は、恣意性を排除した業務運営を可能とするため、業務の理念や戦略、リスク管理方針、リスク管理手続、ポジション及び損益の計測定義に係る諸規定を制定し、原則として1年毎に、必要な場合は随時、見直しを行っております。また、バンキング、トレーディング両部門の市場リスク状況を日次で統合的に把握し、モニタリングし、経営に対し報告を行っており、その枠組においてトレーディングデリバティブ取引についてもモニタリングが行われております。

なお、ALMを中心とするバンキングのデリバティブ取引については、全体の資産負債構造が持つリスクが月次で把握されALM委員会にて報告されております。

② 信用リスクの管理体制

信用リスクの管理は、同一の基本理念、管理手法に基づき各顧客本部が作成したオフバランス取引の進達規定に基づいて行っており、同規定には、申請方法、決裁権限、進達手順及び事後管理方法等が定められております。

取引は、あらかじめ主要なデリバティブ商品については統合されたクレジットラインを設定し、その範囲内で行われております。

クレジットラインの遵守状況のモニタリングは、フロント部門、バック部門でそれぞれ行っております。また、事後管理として、時価評価による評価損があらかじめ定められた金額を超える場合には、担保を徴求する等の必要な措置を講じております。

③ 流動性リスクの管理体制

流動性リスクは、取扱可能取引を限定し管理しております。

当行にとって新しいリスク・商品性のデリバティブ取引は、新商品コミッティーの取引承認を必要とし、同コミッティーにおいては当該商品の市場流動性も取引承認の重要な判断材料としております。

(6) 定量的情報の補足説明

先物取引の契約金額やスワップ取引の想定元本は、取引規模等を表すものであり、市場リスク、信用リスク等のリスク量を示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	66,572	673	2	2
	買建	48,334	—	14	14
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,454,666	4,857,923	△10,310	△10,310
	受取変動・支払固定	4,085,929	3,086,394	△789	△789
	受取変動・支払変動	496,769	278,105	2,785	2,785
	受取固定・支払固定	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	2,024,726	1,935,214	△18,169	4,628
	買建	2,692,636	2,478,374	38,764	28,651
	金利オプション				
	売建	210,364	181,413	△261	2,528
	買建	249,709	152,321	221	△1,230
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	12,257	26,280

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,162,620	990,613	22,633	22,633
	為替予約				
	売建	1,064,019	234,304	△16,593	△16,593
	買建	622,873	333,651	22,283	22,283
	通貨オプション				
	売建	2,230,954	985,096	△51,526	3,852
	買建	2,564,734	1,157,296	49,334	4,945
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	26,130	37,121

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	1,924	—	△31	△31
	買建	65,740	—	444	444
	株式指数オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	3,353	—	43	26
	個別株オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	230,724	42,848	△16,587	△4,216
	買建	108,836	25,052	11,930	4,548
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取	—	—	—	—
	・短期変動金利支払				
	短期変動金利受取	1,000	1,000	52	52
	・株価指数変化率支払				
	その他				
	売建	21,418	21,418	△728	△728
買建	163,711	162,139	3,687	3,563	
	合計	—	—	△1,190	3,658

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	3,622	—	0	0
	買建	8,422	—	△6	△6
	債券先物オプション				
	買建	13,400	—	57	3
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	51	△2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・ オプション				
	売建	1,026,477	997,004	21,457	3,239
	買建	1,075,426	1,047,060	△4,351	△4,351
	その他				
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	17,106	△1,112

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(ストック・オプション等関係)

I 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
 営業経費 359百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第17回新株予約権		第18回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12名 当行執行役 13名 当行従業員 110名		当行執行役 3名 当行従業員 23名	
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 1,691,000株	普通株式 1,615,000株	普通株式 747,000株	普通株式 733,000株
付与日	平成19年5月25日		平成19年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成19年5月25日から平成21年6月1日まで	平成19年5月25日から平成23年6月1日まで	平成19年5月25日から平成21年6月1日まで	平成19年5月25日から平成23年6月1日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から平成29年5月8日まで	平成21年6月1日から平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から平成29年5月8日まで
権利行使価格 (円)	555		555	
付与日における公正な評価単価 (円)	131	143	131	143

	第19回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役員 32名	
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 86,000株	普通株式 54,000株
付与日	平成19年7月2日	
権利確定条件	(注) 2	
対象勤務期間	平成19年7月2日から平成21年7月1日まで	平成19年7月2日から平成23年7月1日まで
権利行使期間	平成21年7月1日から平成29年6月19日まで	平成23年7月1日から平成29年6月19日まで
権利行使価格 (円)	527	
付与日における公正な評価単価 (円)	121	132

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。但し、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定または失効する場合があります。

II 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

その他の営業経費 517百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

当連結会計年度において存在したストック・オプション

	第1回新株予約権		第2回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	執行役 11名 従業員 2,185名		従業員 3名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 5,343,000株	普通株式 4,112,000株	普通株式 82,000株	普通株式 79,000株
付与日	平成16年7月1日		平成16年10月1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成16年7月1日から平成18年7月1日まで	平成16年7月1日から平成19年7月1日まで	平成16年10月1日から平成18年7月1日まで	平成16年10月1日から平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで

	第3回新株予約権		第4回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名		執行役 1名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 13,000株	普通株式 12,000株	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株
付与日	平成16年12月10日		平成17年6月1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成16年12月10日から平成18年7月1日まで	平成16年12月10日から平成19年7月1日まで	平成17年6月1日から平成18年7月1日まで	平成17年6月1日から平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで

	第5回新株予約権		第6回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	取締役 15名 執行役 10名 従業員 437名		執行役 5名 従業員 35名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,609,000株	普通株式 2,313,000株	普通株式 1,439,000株	普通株式 1,417,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで

	第7回新株予約権		第8回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	執行役 8名 従業員 127名		執行役 1名 従業員 34名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 678,000株	普通株式 609,000株	普通株式 287,000株	普通株式 274,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成22年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第9回新株予約権		第10回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	従業員 2名		従業員 2名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 79,000株	普通株式 78,000株	普通株式 27,000株	普通株式 26,000株
付与日	平成17年9月28日		平成17年9月28日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年9月28日から平成19年7月1日まで	平成17年9月28日から平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第11回新株予約権		第12回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	従業員 2名		従業員 2名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 26,000株	普通株式 24,000株	普通株式 9,000株	普通株式 8,000株
付与日	平成18年3月1日		平成18年3月1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年3月1日から平成19年7月1日まで	平成18年3月1日から平成20年7月1日まで	平成18年3月1日から平成20年7月1日まで	平成18年3月1日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第13回新株予約権		第14回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	取締役 15名 執行役 14名 従業員 559名		執行役 3名 従業員 28名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,854,000株	普通株式 2,488,000株	普通株式 1,522,000株	普通株式 1,505,000株
付与日	平成18年5月25日		平成18年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年5月25日から平成20年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から平成20年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで
権利行使期間	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで

	第15回新株予約権		第16回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	執行役 12名 従業員 159名		従業員 19名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 749,000株	普通株式 690,000株	普通株式 170,000株	普通株式 161,000株
付与日	平成18年5月25日		平成18年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から平成23年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から平成23年6月1日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。但し、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定または失効する場合があります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	7,243,000	161,000	25,000	250,000
付与	—	—	—	—
失効	625,000	—	—	—
権利確定	3,738,000	82,000	13,000	125,000
未確定残	2,880,000	79,000	12,000	125,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	490,000	—	—	—
権利確定	3,738,000	82,000	13,000	125,000
権利行使	156,000	60,000	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	4,072,000	22,000	13,000	125,000

	第5回	第6回	第7回	第8回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	4,070,000	2,579,000	981,000	514,000
付与	—	—	—	—
失効	640,000	251,000	154,000	108,000
権利確定	30,000	—	—	—
未確定残	3,400,000	2,328,000	827,000	406,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	497,000	220,000	214,000	26,000
権利確定	30,000	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	527,000	220,000	214,000	26,000

	第9回	第10回	第11回	第12回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	157,000	53,000	50,000	17,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	157,000	53,000	50,000	17,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第13回	第14回	第15回	第16回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	5,342,000	3,027,000	1,439,000	331,000
失効	658,000	347,000	178,000	116,000
権利確定	227,000	—	66,000	—
未確定残	4,457,000	2,680,000	1,195,000	215,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	227,000	—	66,000	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	227,000	—	66,000	—

② 単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回
権利行使価格 (円)	684	646	697	551
権利行使時平均株価 (円)	721	739	—	—

	第5回	第6回	第7回	第8回
権利行使価格 (円)	601	601	601	601
権利行使時平均株価 (円)	—	—	—	—

	第9回	第10回	第11回	第12回
権利行使価格 (円)	697	697	774	774
権利行使時平均株価 (円)	—	—	—	—

	第13回		第14回	
権利行使期間	平成20年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成21年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成20年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成21年6月1日 から平成27年6月 23日まで
権利行使価格 (円)	825		825	
権利行使時平均株価 (円)	—		—	
付与日における公正な評価単価 (円)	163	173	163	173

	第15回		第16回	
権利行使期間	平成21年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成23年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成21年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成23年6月1日 から平成27年6月 23日まで
権利行使価格 (円)	825		825	
権利行使時平均株価 (円)	—		—	
付与日における公正な評価単価 (円)	173	192	173	192

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション（第13回～第16回）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	第13回		第14回	
権利行使期間	平成20年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成21年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成20年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成21年6月1日 から平成27年6月 23日まで
株価変動性 (注) 1	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%
予想残存期間 (注) 2	5年7ヶ月	6年1ヶ月	5年7ヶ月	6年1ヶ月
予想配当 (注) 3	2.96円/株	2.96円/株	2.96円/株	2.96円/株
無リスク利率 (注) 4	1.46%	1.53%	1.46%	1.53%

	第15回		第16回	
権利行使期間	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで
株価変動性 (注) 1	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%
予想残存期間 (注) 2	6年1ヶ月	7年1ヶ月	6年1ヶ月	7年1ヶ月
予想配当 (注) 3	2.96円/株	2.96円/株	2.96円/株	2.96円/株
無リスク利率 (注) 4	1.53%	1.65%	1.53%	1.65%

(注) 1. 2年間(平成16年6月から平成18年5月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成18年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	383.20	352.71	308.60
1株当たり中間純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円	27.19	15.72	△45.92
潜在株式調整後1株当たり中間 純利益	円	19.54	12.72	—

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	1,010,750	934,650	933,253
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	483,032	378,363	508,256
うち優先株式発行価額	百万円	216,886	96,886	216,886
うち優先配当額	百万円	—	—	1,210
うち中間優先配当額	百万円	1,210	484	—
うち新株予約権	百万円	260	877	517
うち少数株主持分	百万円	264,675	280,115	289,642
普通株式に係る (中間)期末の純資産額	百万円	527,718	556,286	424,997
1株当たり純資産額の算定 に用いられた(中間)期末 の普通株式の数	千株	1,377,120	1,577,143	1,337,145

2. 1株当たり中間純利益（又は1株当たり当期純損失）及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

		前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1株当たり中間純利益 (1株当たり当期純損失)				
中間純利益 (△は当期純損失)	百万円	38,857	23,186	△60,984
普通株主に帰属しない金額	百万円	1,210	484	2,420
うち優先配当額	百万円	—	—	1,210
うち中間優先配当額	百万円	1,210	484	1,210
普通株式に係る中間純利益 (△は普通株式に係る当期 純損失)	百万円	37,646	22,701	△63,405
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	1,384,101	1,443,810	1,380,628
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	1,210	484	—
うち支払利息 (税額相当額控除後)	百万円	—	—	—
うち中間優先配当額	百万円	1,210	484	—
普通株式増加数	千株	604,012	377,972	—
うち優先株式	千株	601,424	377,972	—
うち新株予約権	千株	2,588	—	—
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益の 算定に含めなかった潜在株 式の概要		新株予約権6種類(新株 予約権の数10,060個)。 新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況、 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。	新株予約権19種類(新株 予約権の数28,023個)。 新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況、 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。	新株予約権6種類(新株 予約権の数8,907個)。 なお、新株予約権の概要 は「第4 提出会社の状 況、1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状 況」に記載のとおりであ ります。

(重要な後発事象)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 自己株式の消却 平成18年11月15日開催の当行取締役会において、会社法178条の規定に基づき、自己株式181,443千株（当中間連結会計期間末株式数）のうち普通株式85,000千株の消却を決議し、平成18年11月16日に消却手続は完了いたしました。</p> <p>2. 関連会社株式の売却 当行の関連会社であるBlueBay Asset Management Limitedの普通株式のロンドン株式市場への上場の際し、当行が保有する同社株式を売却いたしました。</p> <p>① 当該事象の発生年月日 売出引受契約締結日 平成18年11月17日 受渡期日 平成18年11月22日</p> <p>② 当該事象の内容 売却株式 BlueBay Asset Management Limited株式 20,000千株 売却株式の簿価 975百万円 売却価額の総額 13,424百万円 (60,000千英ポンド) 売却後の持分比率 5.25%</p> <p>③ 当該事象の連結損益に与える影響 これにより、関連会社株式売却益11,651百万円を平成19年3月期の特別利益として計上する予定であります。</p>	<p>1. 新株の発行に関する取締役会決議 平成19年11月20日開催の当行取締役会において、当行普通株式の公開買付けについて賛同の意を表明すること及び当該公開買付けの成立を条件とした第三者割当による当行普通株式の発行を決議し、同日付で公開買付者との間で本件取引に関するトラランザクション・アグリーメントを締結いたしました。</p> <p>当行普通株式の公開買付け及び第三者割当による新株の発行の内容は以下のとおりです。</p> <p>(1) 公開買付けの内容</p> <p>① 公開買付者 サターン I サブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド サターン・ジャパン II サブ・シーブイ サターン・ジャパン III サブ・シーブイ サターン IV サブ・エルピー</p> <p>② 公開買付の株式数の上限 358,455,953株</p> <p>③ 1株当たりの買付価格 425円</p> <p>④ 買付期間 平成19年11月22日から 平成20年1月10日まで</p> <p>(2) 第三者割当による新株の発行の内容</p> <p>① 発行する株式の種類及び数 普通株式 117,647,059株</p> <p>② 発行価額 1株につき425円</p> <p>③ 発行価額の総額 50,000,000,075円</p> <p>④ 資本組入額 25,000,000,038円</p> <p>⑤ 申込期間 平成20年3月18日</p> <p>⑥ 払込期日 平成20年3月19日</p> <p>⑦ 割当先 サターン I サブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド 5,051,139株 サターン・ジャパン II サブ・シーブイ 5,486,363株 サターン・ジャパン III サブ・シーブイ 27,292,678株 サターン IV サブ・エルピー 79,816,879株</p>	<p>1. 自己株式の取得 平成19年5月9日開催の当行取締役会において、公的資金の返済をさらに進めるための財務上の柔軟性を確保するため、会社法第156条の規定に基づく自己優先株式の取得について、平成19年6月20日開催予定の当行第7期定時株主総会にて付議することを決議いたしました。決議の内容は以下の通りであります。</p> <p>(イ) 取得する株式の種類 当行第二回甲種優先株式</p> <p>(ロ) 取得する株式の総数 74,528千株 (上限) (発行済第二回甲種優先株式総数に対する割合100.00%)</p> <p>(ハ) 株式の取得金額の総額 2,250億円 (上限)</p> <p>(ニ) 自己株式取得の期間 平成19年6月20日開催予定の当行第7期定時株主総会終結の時から強制転換日(平成20年4月1日)の前日まで</p> <p>2. 子会社株式の売却 当行連結子会社である新生プロパティファイナンス株式会社は、その保有するライフ住宅ローン株式会社の発行済株式10,000株の全株式を住友信託銀行株式会社に譲渡いたしました。当該取引は、当行グループの住宅ローン業務をより付加価値の高いマーケットに集中し、他のビジネスとのさらなるシナジーを実現することを目的としたものです。</p> <p>① 当該事象の発生年月日 譲渡契約締結日 平成19年4月10日 譲渡日 平成19年5月18日</p> <p>② 当該事象の内容 売却株式 ライフ住宅ローン株式会社 普通株式 10,000株 売却株式の連結上の簿価 4,631百万円 売却価額の総額 25,000百万円</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)						
	<p>⑧ 資金使途</p> <p>当該調達資金により資本基盤を増強し、既存ビジネスの強化、及び新たな国内外の投資機会に積極的に取り組むべく、以下のような資金使途を検討しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リテール業務： リテールチャネルの拡大、また個人向けローン事業の展開及び強化に向けたシステム開発 ・ インスティテューショナルバンキング業務： 顧客ビジネス及び投資事業を中心とした、サービス及び商品ラインアップの拡充 ・ コンシューマー・アンド・コマースシャル・ファイナンス業務： 株式会社アプラス、シンキ株式会社などグループ企業への投融資、及びM&Aを含む業容の拡大 <p>なお、上記の公開買付けの状況によっては、第三者割当による新株の発行の時期が早まる可能性があります。</p> <p>2. 持分法適用関連会社の増資引受け</p> <p>平成19年9月13日開催の当行取締役会の決議に基づき、平成19年11月27日付で議決権の36.4%を保有する持分法適用関連会社シンキ株式会社の株主割当増資の引受けを行いました。これにより、同社は当行の子会社となる見込みです。</p> <p>当該事象の内容は以下のとおりであります。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">引受株式数</td> <td style="width: 50%;">76,822千株</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td>平成19年12月13日</td> </tr> <tr> <td>払込金額</td> <td>7,682百万円</td> </tr> </table> <p>なお、増資後の同社の資本金は16,709百万円となり、引受けによって株式を取得した後の当行の所有株式数は102,430千株、持株比率は67.7%となる見込みです。</p> <p>また、同社グループの平成19年9月末現在における連結総資産は133,235百万円、連結純資産は6,522百万円及び連結中間純損失は20,350百万円でありました。</p>	引受株式数	76,822千株	払込期日	平成19年12月13日	払込金額	7,682百万円	<p>売却後の持分比率</p> <p style="text-align: right;">—%</p> <p>③ 当該事象の連結損益に与える影響</p> <p>これにより、子会社株式売却益20,368百万円を平成20年3月期の特別利益として計上する予定であります。</p>
引受株式数	76,822千株							
払込期日	平成19年12月13日							
払込金額	7,682百万円							

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※10	137,839	1.67	238,023	2.29	190,003	2.18
コールローン		20,000	0.24	736,100	7.07	43,100	0.49
債券貸借取引支払保証金		27,215	0.33	73,466	0.71	11,050	0.13
買入金銭債権		63,778	0.77	171,131	1.64	69,856	0.80
特定取引資産	※2, 10	393,601	4.77	207,349	1.99	284,137	3.26
金銭の信託		628,396	7.62	603,549	5.80	687,346	7.88
有価証券	※1, 2 10, 16	2,049,116	24.86	2,590,905	24.90	2,062,064	23.62
投資損失引当金		—	—	—	—	△15,908	△0.18
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11	4,683,764	56.82	5,335,172	51.27	5,075,281	58.14
外国為替	※9	13,908	0.17	26,798	0.26	15,047	0.17
その他資産	※10	238,584	2.89	437,712	4.21	325,654	3.73
有形固定資産	※12, 13	21,337	0.26	21,026	0.20	20,768	0.24
無形固定資産		13,694	0.17	14,151	0.14	13,475	0.15
債券繰延資産		115	0.00	111	0.00	103	0.00
繰延税金資産		29,537	0.36	30,984	0.30	35,559	0.41
支払承諾見返		21,544	0.26	19,411	0.19	18,357	0.21
貸倒引当金		△98,492	△1.19	△100,555	△0.97	△106,977	△1.23
資産の部合計		8,243,944	100.00	10,405,340	100.00	8,728,921	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※10	4,665,697	56.60	5,192,831	49.91	4,991,263	57.18
譲渡性預金		348,388	4.23	719,310	6.91	480,199	5.50
債券		759,501	9.21	687,898	6.61	703,908	8.06
コールマネー	※10	449,989	5.46	1,377,475	13.24	692,792	7.94
債券貸借取引受入担保金	※10	41,407	0.50	287,643	2.76	8,333	0.10
特定取引負債		98,099	1.19	99,590	0.96	87,361	1.00
借入金	※10, 14	320,850	3.89	293,275	2.82	276,760	3.17
外国為替		286	0.00	289	0.00	397	0.01
社債	※15	459,492	5.57	566,501	5.44	562,457	6.44
その他負債		328,503	3.99	510,306	4.90	237,614	2.72
賞与引当金		5,379	0.07	5,817	0.06	9,850	0.11
退職給付引当金		161	0.00	465	0.00	756	0.01
支払承諾	※10	21,544	0.26	19,411	0.19	18,357	0.21
負債の部合計		7,499,300	90.97	9,760,817	93.80	8,070,054	92.45
(純資産の部)							
資本金		451,296	5.48	451,296	4.34	451,296	5.17
資本剰余金		18,558	0.23	18,558	0.18	18,558	0.21
資本準備金		18,558		18,558		18,558	
利益剰余金		418,150	5.07	262,400	2.52	267,144	3.06
利益準備金		8,567		9,784		9,266	
その他利益剰余金		409,583		252,616		257,878	
繰越利益剰余金		409,583		252,616		257,878	
自己株式		△136,538	△1.66	△72,556	△0.70	△72,555	△0.83
株主資本合計		751,467	9.12	659,699	6.34	664,444	7.61
その他有価証券評価差額金		△1,397	△0.02	△4,405	△0.04	4,181	0.05
繰延ヘッジ損益		△5,687	△0.07	△11,647	△0.11	△10,275	△0.12
評価・換算差額等合計		△7,084	△0.09	△16,052	△0.15	△6,094	△0.07
新株予約権		260	0.00	877	0.01	517	0.01
純資産の部合計		744,643	9.03	644,523	6.20	658,866	7.55
負債及び純資産の部合計		8,243,944	100.00	10,405,340	100.00	8,728,921	100.00

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		115,397	100.00	139,497	100.00	232,034	100.00
資金運用収益		59,282		87,218		129,046	
(うち貸出金利息)		(31,725)		(53,165)		(75,357)	
(うち有価証券利息配当金)		(20,731)		(27,641)		(40,427)	
役務取引等収益		12,010		15,158		28,198	
特定取引収益		9,296		4,962		15,339	
その他業務収益		10,608		7,630		18,661	
その他経常収益	※1	24,199		24,527		40,787	
経常費用		89,038	77.16	115,981	83.14	184,888	79.68
資金調達費用		32,144		52,498		77,534	
(うち預金利息)		(13,458)		(21,204)		(33,276)	
(うち債券利息)		(1,558)		(1,570)		(3,009)	
役務取引等費用		5,774		7,440		13,164	
特定取引費用		224		60		436	
その他業務費用		4,480		4,471		6,561	
営業経費	※2	39,846		42,550		77,865	
その他経常費用	※3	6,567		8,959		9,325	
経常利益		26,358	22.84	23,515	16.86	47,146	20.32
特別利益	※4	12,828	11.12	1,146	0.82	14,385	6.20
特別損失	※5	378	0.33	27,779	19.91	116,546	50.23
税引前中間純利益 (△は税引 前中間 (当期) 純損失)		38,808	33.63	△3,116	△2.23	△55,015	△23.71
法人税、住民税及び事業税		△1,625	△1.41	△7,722	△5.54	△2,779	△1.20
法人税等調整額		△1,150	△1.00	6,762	4.85	△10,276	△4.43
中間純利益 (△は中間 (当 期) 純損失)		41,584	36.04	△2,156	△1.54	△41,960	△18.08

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
平成18年3月31日残高 (百万円)	451,296	18,558	18,558	7,777	372,749	380,526	△6	850,375	
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当（注）				790	△4,737	△3,947		△3,947	
中間純利益					41,584	41,584		41,584	
自己株式の取得							△136,672	△136,672	
自己株式の処分					△13	△13	140	126	
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額（純額）									
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	790	36,833	37,623	△136,532	△98,908	
平成18年9月30日残高 (百万円)	451,296	18,558	18,558	8,567	409,583	418,150	△136,538	751,467	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	2,670	—	2,670	—	853,046
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）					△3,947
中間純利益					41,584
自己株式の取得					△136,672
自己株式の処分					126
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額（純額）	△4,068	△5,687	△9,755	260	△9,494
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△4,068	△5,687	△9,755	260	△108,402
平成18年9月30日残高 (百万円)	△1,397	△5,687	△7,084	260	744,643

（注）平成18年3月期の利益処分項目であります。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
平成19年3月31日残高 (百万円)	451,296	18,558	18,558	9,266	257,878	267,144	△72,555	664,444	
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当				517	△3,105	△2,587		△2,587	
中間純損失					△2,156	△2,156		△2,156	
自己株式の取得							△0	△0	
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額（純額）									
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	517	△5,261	△4,744	△0	△4,744	
平成19年9月30日残高 (百万円)	451,296	18,558	18,558	9,784	252,616	262,400	△72,556	659,699	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
平成19年3月31日残高 (百万円)	4,181	△10,275	△6,094	517	658,866
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					△2,587
中間純損失					△2,156
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額（純額）	△8,587	△1,371	△9,958	359	△9,598
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△8,587	△1,371	△9,958	359	△14,343
平成19年9月30日残高 (百万円)	△4,405	△11,647	△16,052	877	644,523

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
平成18年3月31日残高 (百万円)	451,296	18,558	18,558	7,777	372,749	380,526	△6	850,375	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当（注）				790	△4,737	△3,947		△3,947	
剰余金の配当				699	△4,195	△3,496		△3,496	
当期純損失					△41,960	△41,960		△41,960	
自己株式の取得							△136,673	△136,673	
自己株式の処分					△15	△15	160	145	
自己株式の消却					△63,963	△63,963	63,963	—	
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	1,489	△114,871	△113,382	△72,549	△185,931	
平成19年3月31日残高 (百万円)	451,296	18,558	18,558	9,266	257,878	267,144	△72,555	664,444	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	2,670	—	2,670	—	853,046
事業年度中の変動額					
剰余金の配当（注）					△3,947
剰余金の配当					△3,496
当期純損失					△41,960
自己株式の取得					△136,673
自己株式の処分					145
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額（純額）	1,510	△10,275	△8,765	517	△8,247
事業年度中の変動額合計 (百万円)	1,510	△10,275	△8,765	517	△194,179
平成19年3月31日残高 (百万円)	4,181	△10,275	△6,094	517	658,866

（注）平成18年3月期の利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法	売買目的買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
2. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>
3. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。	(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。	(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。
	<p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券が関連会社株式に該当することになった場合は、時価で関連会社株式に振替え、「その他有価証券評価差額金」及び「繰延税金負債（中間貸借対照表では「繰延税金資産」と相殺して表示）を計上していましたが、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 平成12年1月31日）が平成18年4月27日付で一部改正され、平成18年4月1日以後開始する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間において、「その他有価証券評価差額金」及び「繰延税金負債」を振戻す会計処理を実施しております。これにより、従来の方法に比べて「有価証券」中の関連会社株式が4,951百万円、「その他有価証券評価差額金」が2,936百万円減少し、「繰延税金資産」が2,014百万円増加しております。</p> <p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。</p>	(2) 同左	<p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券が関連会社株式に該当することになった場合は、時価で関連会社株式に振替え、「その他有価証券評価差額金」及び「繰延税金負債（貸借対照表では「繰延税金資産」と相殺して表示）」を計上していましたが、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 平成12年1月31日）が平成18年4月27日付で一部改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度において、「その他有価証券評価差額金」及び「繰延税金負債」を振戻す会計処理を実施しております。これにより、従来の方法に比べて「株式」中の関連会社株式が4,951百万円、「その他有価証券評価差額金」が2,936百万円減少し、「繰延税金資産」が2,014百万円増加しております。</p> <p>(2) 同左</p>												
4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	同左	同左												
5. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機(A T M等)については定額法、その他の動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>建物</td> <td>13年～50年</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>2年～15年</td> </tr> </table>	建物	13年～50年	動産	2年～15年	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機(A T M等)については定額法、その他の動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>建物</td> <td>13年～50年</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>2年～15年</td> </tr> </table>	建物	13年～50年	動産	2年～15年	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機(A T M等)については定額法、その他の動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>建物</td> <td>13年～50年</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>2年～15年</td> </tr> </table>	建物	13年～50年	動産	2年～15年
建物	13年～50年														
動産	2年～15年														
建物	13年～50年														
動産	2年～15年														
建物	13年～50年														
動産	2年～15年														

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。	(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は23百万円減少し、税引前中間純損失は同額増加しております。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	(2) 無形固定資産 同左
6. 繰延資産の処理方法	繰延資産は次のとおり償却しております。 (1) その他資産のうち社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却することとしております。 (会計処理の変更) 従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用し、社債の償還期間にわたり定額法により償却することとしております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。	繰延資産は次のとおり処理しております。 (1) 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。 また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。	繰延資産は次のとおり償却しております。 (1) その他資産のうち社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。 (会計処理の変更) 従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 債券繰延資産（債券発行費用）は、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>（会計処理の変更） 従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券繰延資産（債券発行費用）は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	<p>(2) 債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券繰延資産（債券発行費用）は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	<p>(2) 債券繰延資産（債券発行費用）は、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>（会計処理の変更） 従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券繰延資産（債券発行費用）は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>
7. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法(後述)による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,377百万円であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、貸倒実績率については、過去3算定期間の平均値により算出しておりましたが、急速な貸倒実績の減少により算定基礎としての合理性が低下したことから、当中間会計期間より、貸倒実績の観測可能な平成10年度以降の全算定期間の平均値により算出する方式と従来方式のいずれか高い値を採用することといたしました。この結果、従来の方式に比較して、貸倒引当金が21,082百万円増加し、特別利益が同額減少してお</p>	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法(後述)による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,828百万円であります。</p>	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法(後述)による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,379百万円であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、貸倒実績率については、過去3算定期間の平均値により算出しておりましたが、急速な貸倒実績の減少により算定基礎としての合理性が低下したことから、当事業年度より、貸倒実績の観測可能な平成10年度以降の全算定期間の平均値により算出する方式と従来方式のいずれか高い値を採用することといたしました。この結果、従来の方式に比較して、貸倒引当金が23,417百万円増加し、貸倒引当金戻入益が同額減少した</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	ります。		め、税引前当期純損失が同額増加しております。
			(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(9,081百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(4) 退職給付引当金 同左	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(9,081百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。
8. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
10. ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は28百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は17百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は21百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	(ハ) 内部取引等 同左	(ハ) 内部取引等 同左
11. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左
12. その他（中間）財務諸表作成のための重要な事項	連結納税制度の適用 当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は750,070百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は668,625百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これにより、営業経費が477百万円増加し、経常利益が同額減少し、税引前当期純損失が同額増加しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額とすることとしております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失または繰延ヘッジ利益として「その他資産」または「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益または評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項
(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 関係会社の株式及び出資総額 480,233百万円</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは72,471百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は232百万円、延滞債権額は8,117百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は53百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,235百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,638百万円であります。 なお、3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式及び出資総額 356,823百万円</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は2,474百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは128,571百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は300百万円、延滞債権額は32,765百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は6,073百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,481百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は45,620百万円あります。 なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式及び出資総額 361,060百万円</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は4,604百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは、60,227百万円あります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は654百万円、延滞債権額は10,614百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は21百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,194百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,485百万円あります。 なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																																																												
<p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金元本の当中間会計期間末残高の総額は、125,737百万円であります。</p> <p>※8. 貸出債権証券化 (CLO-Collateralized Loan Obligation) により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間会計期間末残高の総額は、183,646百万円であります。なお、当行は上記に係るCLOの劣後受益権を67,373百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額251,019百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は199百万円であります。</p> <p>※10. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="215 1182 566 1523"> <tr><td colspan="2">担保に供している資産</td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>41,415百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>271,984百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>95,000百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr><td>預金</td><td>598百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入</td><td>41,407百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>53,600百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>908百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券174,966百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は328百万円、保証金は5,121百万円であります。</p> <p>※11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,117,837百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件</p>	担保に供している資産		現金預け金	10百万円	特定取引資産	41,415百万円	有価証券	271,984百万円	貸出金	95,000百万円	担保資産に対応する債務		預金	598百万円	債券貸借取引受入	41,407百万円	担保金		借入金	53,600百万円	支払承諾	908百万円	<p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金元本の当中間会計期間末残高の総額は、68,270百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、238,958百万円であります。</p> <p>※8. 貸出債権証券化 (CLO-Collateralized Loan Obligation) により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間会計期間末残高の総額は、74,688百万円であります。なお、当行は上記に係るCLOの劣後受益権を19,971百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額94,659百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は73百万円であります。</p> <p>※10. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="646 1182 997 1523"> <tr><td colspan="2">担保に供している資産</td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>552,353百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>25,443百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr><td>預金</td><td>805百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>85,000百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入</td><td>285,107百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>29,545百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>903百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券143,584百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は168百万円、保証金は4,911百万円であります。</p> <p>※11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,074,553百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件</p>	担保に供している資産		現金預け金	10百万円	有価証券	552,353百万円	貸出金	25,443百万円	担保資産に対応する債務		預金	805百万円	コールマネー	85,000百万円	債券貸借取引受入	285,107百万円	担保金		借入金	29,545百万円	支払承諾	903百万円	<p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金元本の当事業年度末残高の総額は、83,124百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、93,818百万円であります。</p> <p>※8. 貸出債権証券化 (CLO-Collateralized Loan Obligation) により、会計上売却処理をした貸出金元本の当事業年度末残高の総額は、129,695百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権を43,862百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額173,557百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は179百万円であります。</p> <p>※10. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1077 1182 1428 1523"> <tr><td colspan="2">担保に供している資産</td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>239,743百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr><td>預金</td><td>568百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入</td><td>8,333百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>902百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券141,309百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は199百万円、保証金は4,813百万円であります。</p> <p>※11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,175,391百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件</p>	担保に供している資産		現金預け金	10百万円	有価証券	239,743百万円	担保資産に対応する債務		預金	568百万円	債券貸借取引受入	8,333百万円	担保金		支払承諾	902百万円
担保に供している資産																																																														
現金預け金	10百万円																																																													
特定取引資産	41,415百万円																																																													
有価証券	271,984百万円																																																													
貸出金	95,000百万円																																																													
担保資産に対応する債務																																																														
預金	598百万円																																																													
債券貸借取引受入	41,407百万円																																																													
担保金																																																														
借入金	53,600百万円																																																													
支払承諾	908百万円																																																													
担保に供している資産																																																														
現金預け金	10百万円																																																													
有価証券	552,353百万円																																																													
貸出金	25,443百万円																																																													
担保資産に対応する債務																																																														
預金	805百万円																																																													
コールマネー	85,000百万円																																																													
債券貸借取引受入	285,107百万円																																																													
担保金																																																														
借入金	29,545百万円																																																													
支払承諾	903百万円																																																													
担保に供している資産																																																														
現金預け金	10百万円																																																													
有価証券	239,743百万円																																																													
担保資産に対応する債務																																																														
預金	568百万円																																																													
債券貸借取引受入	8,333百万円																																																													
担保金																																																														
支払承諾	902百万円																																																													

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>で取消可能なものが2,873,461百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※12. 有形固定資産の減価償却累計額 13,573百万円</p> <p>※13. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,985百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金107,500百万円が含まれております。</p> <p>※15. 社債には、劣後特約付社債433,243百万円が含まれております。</p> <p>※17. 配当制限 当行の定款の定めるところにより、平成10年3月31日発行の第二回甲種優先株式所有の株主に対しては、優先配当金(1株につき年13円)を超えて配当することはありません。 同様に平成12年4月1日発行の第三回乙種優先株式の株主に対しては、優先配当金(1株につき年4円84銭)を超えて配当することはありません。</p>	<p>で取消可能なものが2,665,410百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※12. 有形固定資産の減価償却累計額 15,445百万円</p> <p>※13. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,985百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金109,500百万円が含まれております。</p> <p>※15. 社債には、劣後特約付社債533,539百万円が含まれております。</p> <p>※16 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は103,763百万円であります。</p> <p>※17. 配当制限 当行の定款の定めるところにより、平成10年3月31日発行の第二回甲種優先株式所有の株主に対しては、優先配当金(1株につき年13円)を超えて配当することはありません。</p>	<p>で取消可能なものが2,832,139百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 14,858百万円</p> <p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 2,985百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金109,500百万円が含まれております。</p> <p>※15 社債には、劣後特約付社債532,571百万円が含まれております。</p> <p>※16 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は90,671百万円であります。</p> <p>※17. 配当制限 当行の定款の定めるところにより、平成10年3月31日発行の第二回甲種優先株式所有の株主に対しては、優先配当金(1株につき年13円)を超えて配当することはありません。 同様に平成12年4月1日発行の第三回乙種優先株式の株主に対しては、優先配当金(1株につき年4円84銭)を超えて配当することはありません。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
<p>※1. その他経常収益には、金銭の信託運用益15,672百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="215 398 566 459"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>1,414百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,009百万円</td> </tr> </table> <p>—————</p> <p>※4. 特別利益には、貸倒引当金取崩額12,807百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p>	建物・動産	1,414百万円	その他	2,009百万円	<p>※1. その他経常収益には、金銭の信託運用益21,812百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="649 398 1000 459"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>1,432百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>2,192百万円</td> </tr> </table> <p>—————</p> <p>※3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額5,991百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別利益には、固定資産処分益905百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※5. 特別損失には、子会社株式及び関連会社株式についての減損処理額27,248百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	1,432百万円	無形固定資産	2,192百万円	<p>※1. その他経常収益には、金銭の信託運用益31,255百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="1083 398 1434 459"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>2,882百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>4,124百万円</td> </tr> </table> <p>—————</p> <p>※4. 特別利益には、関連会社株式売却益11,519百万円、貸倒引当金戻入益2,086百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※5. 特別損失には、子会社株式評価損99,392百万円、投資損失引当金繰入額15,908百万円を含んでおります。</p> <p>上記子会社株式評価損のうち、98,072百万円は当行の子会社である株式会社ワイエムエス・シックスを通じて保有する、子会社である株式会社アプラスの優先株式に対する当行投資の実質価額と投資簿価の差額であります。当該子会社株式評価損にかかる実質価額は、向こう10年間のキャッシュ・フロー予測、長期成長率2.0%を前提とした継続価値の合計額に、割引率9.5%を用いて算定した割引キャッシュフロー(DCF)方式によって算定しております。</p> <p>また、投資損失引当金繰入額15,908百万円は、株式会社アプラスの普通株式への当行投資分及び持分法適用会社であるシンキ株式会社への当行投資分に対するものであり、市場価格と帳簿価額の差額に相当する額を計上しております。</p>	有形固定資産	2,882百万円	無形固定資産	4,124百万円
建物・動産	1,414百万円													
その他	2,009百万円													
有形固定資産	1,432百万円													
無形固定資産	2,192百万円													
有形固定資産	2,882百万円													
無形固定資産	4,124百万円													

(中間株主資本等変動計算書関係)

I. 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	9	181,622	189	181,443	(注) 1
第三回乙種優先 株式	—	300,000	300,000	—	(注) 2
合計	9	481,622	300,189	181,443	

(注) 1. 当中間会計期間中に増加した自己株式数のうち、175,466千株は、平成18年7月31日付にて当行発行の第三回乙種優先株式600,000千株のうち300,000千株について、取得請求により交付した普通株式200,033千株の一部を取得したものであります。

2. 上記取得請求に係る第三回乙種優先株式の取得及び消却であります。

II. 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	96,418	1	—	96,419	
第三回乙種優先 株式	—	300,000	300,000	—	(注)
合計	96,418	300,001	300,000	96,419	

(注) 第三回乙種優先株式の自己株式の増加300,000千株は、平成19年8月1日に、当該優先株式の取得条項の内容に関する定款の定めにより、一斉取得したものであります。また、第三回乙種優先株式の自己株式の減少300,000千株は、平成19年8月1日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。

2. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月9日 取締役会	普通株式	1,377	1.00	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第三回乙種優先株式	726	2.42	平成19年3月31日	平成19年5月30日

基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月14日 取締役会	第二回甲種 優先株式	484	その他利益 剰余金	6.50	平成19年9月30日	平成19年12月7日

Ⅲ. 前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度増 加株式数 (千株)	当事業年度減 少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	9	181,624	85,216	96,418	(注1)
第三回乙種優先株式	—	300,000	300,000	—	(注2)
合計	9	481,624	385,216	96,418	

(注1) 当事業年度中に増加した自己株式数のうち、175,466千株は、平成18年7月31日付にて当行発行の第三回乙種優先株式600,000千株のうち300,000千株について、取得請求により交付した普通株式200,033千株の一部を取得したものであります。また、当事業年度中に減少した自己株式数のうち85,000千株は、消却によるものであります。

(注2) 上記取得請求に係る第三回乙種優先株式の取得及び消却であります。

2. その他有価証券評価差額金の変動額の純額には、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項3.に記載している影響額が含まれております。

3. 当行の配当については、次のとおりであります。

当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年5月23日 取締役会	普通株式	2,010	1.48	平成18年3月31日	平成18年6月8日
	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成18年3月31日	平成18年6月8日
	第三回乙種優先株式	1,452	2.42	平成18年3月31日	平成18年6月8日
平成18年11月15日 取締役会	普通株式	2,286	1.66	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	第三回乙種優先株式	726	2.42	平成18年9月30日	平成18年12月8日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月9日 取締役会	普通株式	1,377	その他利益 剰余金	1.00	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第二回甲種 優先株式	484	その他利益 剰余金	6.50	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第三回乙種 優先株式	726	その他利益 剰余金	2.42	平成19年3月31日	平成19年5月30日

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>71百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>71百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>35百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>35百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>36百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>36百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>13百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>23百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>37百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>1,131百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>2,947百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,079百万円</td></tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>119百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>683百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>802百万円</td></tr> </table>	動産	71百万円	合計	71百万円	動産	35百万円	合計	35百万円	動産	36百万円	合計	36百万円	1年内	13百万円	1年超	23百万円	合計	37百万円	支払リース料	7百万円	減価償却費相当額	7百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	1,131百万円	1年超	2,947百万円	合計	4,079百万円	1年内	119百万円	1年超	683百万円	合計	802百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>63百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>63百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>41百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>41百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>21百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>21百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>22百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>1,102百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,831百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,934百万円</td></tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>110百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>635百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>745百万円</td></tr> </table>	動産	63百万円	合計	63百万円	動産	41百万円	合計	41百万円	動産	21百万円	合計	21百万円	1年内	10百万円	1年超	12百万円	合計	22百万円	支払リース料	6百万円	減価償却費相当額	6百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	1,102百万円	1年超	1,831百万円	合計	2,934百万円	1年内	110百万円	1年超	635百万円	合計	745百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>63百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>63百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>35百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>35百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>27百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>27百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>15百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>28百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>1,151百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>2,925百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,076百万円</td></tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>119百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>662百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>782百万円</td></tr> </table>	動産	63百万円	合計	63百万円	動産	35百万円	合計	35百万円	動産	27百万円	合計	27百万円	1年内	12百万円	1年超	15百万円	合計	28百万円	支払リース料	14百万円	減価償却費相当額	14百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	1,151百万円	1年超	2,925百万円	合計	4,076百万円	1年内	119百万円	1年超	662百万円	合計	782百万円
動産	71百万円																																																																																																													
合計	71百万円																																																																																																													
動産	35百万円																																																																																																													
合計	35百万円																																																																																																													
動産	36百万円																																																																																																													
合計	36百万円																																																																																																													
1年内	13百万円																																																																																																													
1年超	23百万円																																																																																																													
合計	37百万円																																																																																																													
支払リース料	7百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	7百万円																																																																																																													
支払利息相当額	0百万円																																																																																																													
1年内	1,131百万円																																																																																																													
1年超	2,947百万円																																																																																																													
合計	4,079百万円																																																																																																													
1年内	119百万円																																																																																																													
1年超	683百万円																																																																																																													
合計	802百万円																																																																																																													
動産	63百万円																																																																																																													
合計	63百万円																																																																																																													
動産	41百万円																																																																																																													
合計	41百万円																																																																																																													
動産	21百万円																																																																																																													
合計	21百万円																																																																																																													
1年内	10百万円																																																																																																													
1年超	12百万円																																																																																																													
合計	22百万円																																																																																																													
支払リース料	6百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	6百万円																																																																																																													
支払利息相当額	0百万円																																																																																																													
1年内	1,102百万円																																																																																																													
1年超	1,831百万円																																																																																																													
合計	2,934百万円																																																																																																													
1年内	110百万円																																																																																																													
1年超	635百万円																																																																																																													
合計	745百万円																																																																																																													
動産	63百万円																																																																																																													
合計	63百万円																																																																																																													
動産	35百万円																																																																																																													
合計	35百万円																																																																																																													
動産	27百万円																																																																																																													
合計	27百万円																																																																																																													
1年内	12百万円																																																																																																													
1年超	15百万円																																																																																																													
合計	28百万円																																																																																																													
支払リース料	14百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	14百万円																																																																																																													
支払利息相当額	0百万円																																																																																																													
1年内	1,151百万円																																																																																																													
1年超	2,925百万円																																																																																																													
合計	4,076百万円																																																																																																													
1年内	119百万円																																																																																																													
1年超	662百万円																																																																																																													
合計	782百万円																																																																																																													

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	15,150	16,644	1,494

(注) 時価は、中間決算日における市場価格に基づいております。

II 当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	2,483	2,483	—

(注) 時価は、中間決算日における市場価格に基づいております。

当中間会計期間において、関連会社株式で時価のあるものについて、12,666百万円の減損処理を行っております。なお、当該減損処理に伴い投資損失引当金6,622百万円を取り崩しております。

III 前事業年度末 (平成19年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (△は損) (百万円)
関連会社株式	15,150	8,527	△6,622

(注) 時価は、決算日における市場価格に基づいております。

差額の金額につき、投資損失引当金を計上しております。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 自己株式の消却 平成18年11月15日開催の取締役会において、会社法178条の規定に基づき、自己株式181,443千株(当中間会計期間末株式数)のうち普通株式85,000千株の消却を決議し、平成18年11月16日に消却手続きは完了いたしました。</p> <p>2. 関連会社株式の売却 当行の関連会社であるBlueBay Asset Management Limitedの普通株式のロンドン株式市場への上場の際し、当行が保有する同社株式を売却いたしました。</p> <p>① 当該事象の発生年月日 売引出受契約締結日 平成18年11月17日 受渡期日 平成18年11月22日</p> <p>② 当該事象の内容 売却株式 BlueBay Asset Management Limited株式 20,000千株 売却株式の簿価 965百万円 売却価額の総額 13,424百万円 (60,000千英ポンド) 売却後の持分比率 5.25%</p> <p>③ 当該事象の損益に与える影響 これにより、関連会社株式売却益11,519百万円を平成19年3月期の特別利益として計上する予定であります。</p>	<p>1. 新株の発行に関する取締役会決議 平成19年11月20日開催の取締役会において、当行普通株式の公開買付けについて賛同の意を表明すること及び当該公開買付けの成立を条件とした第三者割当による当行普通株式の発行を決議し、同日付で公開買付者との間で本件取引に関するトラランザクション・アグリーメントを締結いたしました。 当行普通株式の公開買付け及び第三者割当による新株の発行の内容は以下のとおりです。</p> <p>(1) 公開買付けの内容</p> <p>① 公開買付者 サターン I サブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド サターン・ジャパン II サブ・シーブイ サターン・ジャパン III サブ・シーブイ サターン IV サブ・エルピー</p> <p>② 公開買付の株式数の上限 358,455,953株</p> <p>③ 1株当たりの買付価格 425円</p> <p>④ 買付期間 平成19年11月22日から 平成20年1月10日まで</p> <p>(2) 第三者割当による新株の発行の内容</p> <p>① 発行する株式の種類及び数 普通株式 117,647,059株</p> <p>② 発行価額 1株につき425円</p> <p>③ 発行価額の総額 50,000,000,075円</p> <p>④ 資本組入額 25,000,000,038円</p> <p>⑤ 申込期間 平成20年3月18日</p> <p>⑥ 払込期日 平成20年3月19日</p> <p>⑦ 割当先 サターン I サブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド 5,051,139株 サターン・ジャパン II サブ・シーブイ 5,486,363株 サターン・ジャパン III サブ・シーブイ 27,292,678株 サターン IV サブ・エルピー 79,816,879株</p>	<p>1. 自己株式の取得 平成19年5月9日開催の取締役会において、公的資金の返済をさらに進めるための財務上の柔軟性を確保するため、会社法第156条の規定に基づく自己優先株式の取得について、平成19年6月20日開催予定の第7期定時株主総会にて付議することを決議いたしました。決議の内容は以下の通りであります。</p> <p>(イ) 取得する株式の種類 当行第二回甲種優先株式</p> <p>(ロ) 取得する株式の総数 74,528千株(上限) (発行済第二回甲種優先株式総数に対する割合 100.00%)</p> <p>(ハ) 株式の取得金額の総額 2,250億円(上限)</p> <p>(ニ) 自己株式取得の期間 平成19年6月20日開催予定の第7期定時株主総会終結の時から強制転換日(平成20年4月1日)の前日まで</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)						
	<p>⑧ 資金使途</p> <p>当該調達資金により資本基盤を増強し、既存ビジネスの強化、及び新たな国内外の投資機会に積極的に取り組むべく、以下のような資金使途を検討しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リテール業務： リテールチャネルの拡大、また個人向けローン事業の展開及び強化に向けたシステム開発 ・ インスティテューショナルバンキング業務： 顧客ビジネス及び投資事業を中心とした、サービス及び商品ラインアップの拡充 ・ コンシューマー・アンド・コマースシャル・ファイナンス業務： 株式会社アプラス、シンキ株式会社などグループ企業への投融資、及びM&Aを含む業容の拡大 <p>なお、上記の公開買付けの状況によっては、第三者割当による新株の発行の時期が早まる可能性があります。</p> <p>2. 関連会社の増資引受け</p> <p>平成19年9月13日開催の取締役会の決議に基づき、平成19年11月27日付で議決権の36.4%を保有する関連会社シンキ株式会社の株主割当増資の引受けを行いました。これにより、同社は当行の子会社となる見込みです。</p> <p>当該事象の内容は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="603 1563 991 1664"> <tr> <td>引受株式数</td> <td>76,822千株</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td>平成19年12月13日</td> </tr> <tr> <td>払込金額</td> <td>7,682百万円</td> </tr> </table> <p>なお、増資後の同社の資本金は16,709百万円となり、引受けによって株式を取得した後の当行の所有株式数は102,430千株、持株比率は67.7%となる見込みです。</p>	引受株式数	76,822千株	払込期日	平成19年12月13日	払込金額	7,682百万円	
引受株式数	76,822千株							
払込期日	平成19年12月13日							
払込金額	7,682百万円							

(2) 【その他】

中間配当

平成19年11月14日開催の取締役会において、第8期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額

甲種優先株式 484百万円

1株当たりの中間配当金

甲種優先株式 6円50銭

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第7期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月20日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

(イ) 平成18年6月27日関東財務局長に提出した有価証券報告書（事業年度（第6期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日））に関し、平成19年5月28日関東財務局長に提出。

(ロ) 上記(1)に関し、平成19年7月11日関東財務局長に提出。

(ハ) 上記(1)に関し、平成19年8月14日関東財務局長に提出。

(3) 発行登録書（株式）及びその添付書類

平成19年11月20日関東財務局長に提出。

(4) 発行登録書（社債）及びその添付書類

平成19年12月6日関東財務局長に提出。

(5) 訂正発行登録書

(イ) 平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成19年5月9日関東財務局長に提出。

(ロ) 平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成19年5月25日関東財務局長に提出。

(ハ) 平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成19年5月28日関東財務局長に提出。

(ニ) 平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成19年6月20日関東財務局長に提出。

(ホ) 平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成19年7月11日関東財務局長に提出。

(ヘ) 平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成19年8月1日関東財務局長に提出。

(ト) 平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成19年8月14日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

(イ) 平成19年5月9日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(ロ) 平成19年8月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

(7) 臨時報告書の訂正報告書

上記(6)(イ)に関し、平成19年5月25日関東財務局長に提出。

(8) 有価証券届出書（新株予約権証券）及びその添付書類

平成19年6月20日関東財務局長に提出。

(9) 有価証券届出書の取下げ願い

上記(8)に関し、平成19年7月2日関東財務局長に提出。

(10) 自己株券買付状況報告書

(イ) 報告期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年3月31日）平成19年4月2日関東財務局長に提出。

(ロ) 報告期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年4月30日）平成19年5月1日関東財務局長に提出。

(ハ) 報告期間（自 平成19年5月1日 至 平成19年5月31日）平成19年6月1日関東財務局長に提出。

- (ニ)報告期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年6月20日) 平成19年7月2日 関東財務局長に提出。
(ホ)報告期間 (自 平成19年6月20日 至 平成19年6月30日) 平成19年7月2日 関東財務局長に提出。
(ヘ)報告期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年7月31日) 平成19年8月1日 関東財務局長に提出。
(ト)報告期間 (自 平成19年8月1日 至 平成19年8月31日) 平成19年9月3日 関東財務局長に提出。
(チ)報告期間 (自 平成19年9月1日 至 平成19年9月30日) 平成19年10月1日 関東財務局長に提出。
(リ)報告期間 (自 平成19年10月1日 至 平成19年10月31日) 平成19年11月1日 関東財務局長に提出。
(ヌ)報告期間 (自 平成19年11月1日 至 平成19年11月30日) 平成19年12月3日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社 新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	後藤 順子	印
--------------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	宮崎 茂	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成18年11月22日に関連会社株式を売却し、平成19年3月期の特別利益として売却益11,651百万円を計上する予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月10日

株式会社 新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	後藤 順子	印
--------------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	宮崎 茂	印
--------------------	-------	------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	松本 繁彦	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年11月20日開催の取締役会において、第三者割当増資を行うことを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社 新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	後藤 順子	印
--------------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	宮崎 茂	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成18年11月22日に関連会社株式を売却し、平成19年3月期の特別利益として売却益11,519百万円を計上する予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月10日

株式会社 新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	後藤 順子	印
--------------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	宮崎 茂	印
--------------------	-------	------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	松本 繁彦	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年11月20日開催の取締役会において、第三者割当増資を行うことを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。